

平成22年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成22年3月18日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 4時41分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

- 議案第 4号 平成22年度土別市一般会計予算
- 議案第 5号 平成22年度土別市診療施設特別会計予算
- 議案第 6号 平成22年度土別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成22年度土別市老人保健特別会計予算
- 議案第 8号 平成22年度土別市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 平成22年度土別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第10号 平成22年度土別市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第11号 平成22年度土別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第12号 平成22年度土別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 平成22年度土別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第14号 平成22年度土別市工業用水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成22年度土別市水道事業会計予算
- 議案第16号 平成22年度土別市病院事業会計予算
- 議案第17号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 土別市民文化センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 土別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 土別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 土別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 土別市成人病健診センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 土別市普通河川管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 土別市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 土別市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 議案第29号 士別市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
 議案第30号 士別市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について
 議案第31号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第32号 士別市水道委員会条例の一部を改正する条例について
 議案第33号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について
 議案第34号 士別市行政組織条例の一部を改正する条例について

出席委員(20名)

委員	池田 亨 君	委員	出合 孝司 君
委員	国忠 崇史 君	委員	井上 久嗣 君
委員	丹 正 臣 君	委員	粥川 章 君
委員	小池 浩美 君	副委員長	柿崎 由美子 君
委員	中村 稔 君	委員長	遠山 昭二 君
委員	岡崎 治夫 君	委員	谷口 隆徳 君
委員	山田 道行 君	委員	田宮 正秋 君
委員	斉藤 昇 君	委員	山居 忠彰 君
委員	伊藤 隆雄 君	委員	菅原 清一郎 君
委員	神田 壽昭 君	委員	岡田 久俊 君

事務局出席者

議会事務局長	藤田 功 君	議会事務局 総務課長	小ヶ島 清一 君
議会事務局 総務課主査	東川 晃宏 君	議会事務局 総務課主任主事	御代田 知香 君
議会事務局 総務課主事	岡村 慎哉 君		

(午前10時00分開議)

委員長(遠山昭二君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

委員長(遠山昭二君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(遠山昭二君) それでは、これより17日に引き続き総括質問を行います。

齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 総括質問の最後になりましたけれども、通告に従って質問を続けていきたいと思えます。

その第1番目は、公契約条例についてでございます。

一般質問でも、あるいは予算関連の中でも何回か取り上げてまいりました。この公契約条例をつくれということに対して以前の答弁では、国の法律を上回ることはできないと、そういう答弁が主にされて、公契約条例の必要性はわかるんだけれども、なかなか条例制定まではいかない、こういう答弁でもございました。千葉県野田市では、全国初めて公契約条例が提案されて可決、全会一致で可決されたところでもございます。

そこで、公契約とは何なのかと、この公契約条例の詳しい中身はこっちのほうでしゃべりたいと思うけれども、市は公契約とは何かということについての定義について、まずお答えをいただきたいと思えます。

委員長(遠山昭二君) 得字財政課主幹。

財政課主幹(得字繁美君) お答えいたします。

公共工事や公共サービスの請負契約並びに業務委託契約におきまして、その業務に従事する労働者への公正な賃金それから適正な労働条件を担保するために公的機関と受託する事業者との間で結ばれます契約のことでございまして、それらの条項を定められたのが公契約条例でございます。

近年、低入札価格の問題によりまして、下請の事業者やそれから業務に従事する労働者にしわ寄せがあり、賃金の低下を招いていることから、公契約が叫ばれている状況にございます。

委員長(遠山昭二君) 齊藤委員。

委員(齊藤 昇君) これはもう国際的にもILO条約で、公契約というのはILO条約の94号、これでもう採択されているんだけれども、日本の国は、結局は労働者派遣法を見ても、大企業や大資本家こういうところの意向を優先して、そしてこのILO条約の批准をなかなか国のほうではしない。こういうふうになっておりますけれども、このILO条約に対する市の考え方はどうでしょうか。

委員長(遠山昭二君) 得字主幹。

財政課主幹(得字繁美君) ILO条約94号でございますけれども、19条にわたる項目から成り

立ってございまして、公契約における労働条項に関する条約ということで、遵守されなければ業者に対して制裁が行われるというふうに認識してございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 野田市でつくられた公契約条例、第1条の目的には、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保を図っていくんだと。

あるいは、また、第6条では、適用労働者の賃金について、労働者に対し市長が別に定める賃金の最低額以上の賃金を支払わなければいけない、市長が定める。そして、その賃金というのはどういうふうにして決めるかといいますと、一般職の職員給与を勘案して、その最低賃金を決めるんだと。そして、大体勘案の内容としては、一般職の職員の8割程度の数字が示されるというふうになってございます。

第7条では、適用労働者への周知について定めている。受注者は最低賃金額や申し出をする場合の連絡先を見やすい場所に掲示するか、書面を交付するなど、労働者への周知をせという、そういう義務づけをしているのでございます。

そして、これにはもう罰則規定もしっかりと盛り込まれております。その第9条では、適用労働者から義務違反の申し出があったときに、受注者に対して報告を求め、立入検査ができること。そして第10条では、違反を是正するための命令ができる。その命令に従わないときは、公契約の解除をすることができる。そういう条例の趣旨になっているわけでございます。

私は、今、国会でも労働者派遣法が審議をされておりますけれども、本採用が当たり前の世の中にしていくこと、これが求められているのではないかと私どもも思っているんだけれども、今、私が野田市の例を申し上げましたけれども、市としては、この野田市の取り組みに対してどうお考えになるでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 野田市の取り組みに対する市の認識という観点ですけれども、これまで、先ほど委員さんのほうでお話しありましたように、労働条件、労働基本法に定めるもの以上を、一地方自治体はその条例を制定するのは好ましくないというような認識が多くの自治体でなされていたところですが、野田市のほうで、去年の国のほうの話になりますけれども、民主党の議員さんから参議院議長あてにこの見解を質問を趣意書で出されたところ、時の麻生総理のほうから、結局最低賃金を上回る条例を自治体が定めること、それは自治体との契約に限りの範囲ですけれども、それに対しては問題はないというような回答がなされたところ、そういう背景があります。これについては、いまだに有識者の間ではいろいろな解釈があるようですけれども、野田市においては、この麻生総理の回答により法的問題が解決されたという判断で、まずは労働者を守るという観点で条例を制定されたというような考えであります。

特に野田市の条例を見させていただきますと、第1条に始まる前に、非常に条例としては長い前文を記載されてございまして、まず国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識して、速

やかな必要な措置を講ずることが不可欠であるという、そういう前置きをしながら積極的に取り組んだということで、まずはその労働者の賃金を守っていくということを前面に打ち出した、かなり踏み込んだ積極的な取り組みかなというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、土別市における工事発注にかかわる積算方法、これはどういうふうにして積算がなされるのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

本市の公共工事の設計に当たりましては、人件費につきましては、公共工事設計労務単価といった、従前であれば三省協定といいますけれども、現在は農林水産省と国土交通省の定めに基づいて各地区単価が定められておりますので、それに基づいた、北海道でいえば道単価も同額になってございまして、それを採用しております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そこで、それらの三省協定、今は二省協定ですけども、これらに基づいた賃金が本当に払われているだろうかということですよ。普通作業員だといってみても、これは非常に二省協定から見たら、季節労働者の御意見なんかも冬季の職業講習をやっているときに随分アンケートも私どもとったりしてお聞きもしましたけれども、二省協定の賃金単価はほとんど払われていないという、そういう実情があるんだけれども、大体市の請負契約を結ぶ労務単価というのは、大体業種によってばらつきはあると思うんだけれども、労務単価はどのぐらい、請負金額の比率でいえばどのぐらい占めているものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

工事種別あるいは工事金額の規模等によりまして、相当ばらつきはございますけれども、1本、2本、下水道工事なんかでちょっと試算をしてみましたところ2割程度ございますし、建退共を算定する際に、標準的な購入の方法として労務費がどれぐらいになるかといったような割合に基づいて購入することになっておりまして、それにつきましても17%~23%の範囲でそれぞれの工種、ばらつきございますけれども、工事費に対します労務費の率というのはその程度になっていると認識しております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 市では労働力の実態調査なんかも行っていますよね。毎年、業者や業種、さまざまな業種に労働力がどうなっているかということをアンケート調査を行っておりますけれども、そういう中で、公共工事の中で労務単価は二省協定の賃金で積算しているけれども、それは支払われているのでしょうかというような質問をやったり調査をしたことがあるんでし

ようか。

委員長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 本市におきましては、その具体的な、どの程度の支払いを行われているかといった点での調査なりアンケートといったものは、現在まで実施はしていない状況でございます。

設計でこういった単価を積算をしていますといった内容につきましては、財政のほうでも契約関係の関係がございますので、入札参加業者に対して例年3月、文書でお知らせをして守っていただくようお願いの文書は通知しているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 22年度も労働力の実態調査をやると思うんだけど、やはり私はそういうアンケートにも入れて、どういう回答が返ってくるか、そういうこともぜひ本市ではやってみる必要があるんじゃないかと、こう思うんです。

今の北海道の最低賃金600幾ら、700円を下回っているんだけど、最低賃金を1,000円にしてほしい、そういう意見書を出そうとしても、土別のこの議会でも保守系の方々は、最低賃金を1,000円にしたら企業はもたないと、こうおっしゃるけれども、1つは、やっぱり中小企業に対する別な面での助成なんかを行うなどして、賃金を引き上げていくことを私どもは求めているんです。

だって、あれでしょう。1,000円の賃金を最低賃金1日もらっても8,000円ですよ、8時間労働で。そうすると、25日働いても20万円ですよ。だから、その最低賃金を1,000円という声というのは、そんな乱暴な声でないと思うんだけど、この点なんかは道の最低賃金との関係でいえば、市なんかは最低賃金は下回っていないんだけど、市が委託料でいろいろなものを積算する、こういうときには労賃というのはどういう基準で算定をされるんでしょうか。

請負工事契約のやつは、今、土岐部長から聞いて二省協定に基づいてやるんだと、こう言っているけれども、あといろいろな委託業務がありますよね、清掃でありますとか、シルバー人材センターでありますとか、体協でありますとか、いろいろなところにも委託をしているものがございます。それらもかなり人件費にかかわる分が私は多いと思うんだけど、これは大体委託によっても違うと思うんだけど、主なもので委託料の積算単価、労賃に対する。そして委託料で労賃が占める割合というのは、大まかなものでもいいから大体どのぐらいの位置を占めているのか、工事の関係では大体17%~23%ぐらいという話を部長おっしゃってましたけれども、市はほかの問題でいろいろな事業で委託している点から見てどうなのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 市のほうの委託の賃金の決定の関係ですけれども、2年ほど前に国のほうからの各市町村に職員の方が直接出向かれてきまして、国のほうでも当時の政権ですけ

れども、今後5年間で最低賃金を1,000円を目指していくような考えがあるんだということで、市のほうもそれに応じて委託等の単価をぜひ見直して欲しいというお話がございました。

その後、最低賃金を見ていくと、当時よりは確かに、それまでは2けた台のアップというのはなかったわけですが、ここ1~2年は、2けたと申しまして10円とかそういう範囲ですが、そういうアップがされるようになってきております。

ただ、当初言っていたその1,000円とはまだかけ離れて、去年の最低賃金は北海道では678円ということになってございますけれども、それで市のほうにつきましては、今は市の直接の例えば清掃で申しますと、臨時職員というのはいないわけですが、過去におられた方の賃金等あるいは今の事務職の賃金等を参考にして決定をいたしております。それで、例えば市の施設の関係で申しますと、やはり清掃関係が多いんですが、そちらのほうでは市のほうの積算を720円というふうにしております。22年度につきましては、国がやっぱり最低賃金を少しでも上げていくという考えがありましたので、22年度につきましては市のほうも10円引き上げて730円で積算をいたしております。

それで、その人件費の占める割合になりますけれども、やはりその清掃等にかかわりますと、当然人件費が一番多いことになりますので、例えば1,600万円の総委託料に対して社会保険等も含めまして1,100万円ほどが人件費にかかわっておりますので、68%ぐらいが人件費ということになるかと思えます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） よく私も聞いていくと、検証は困難だということですよ。やっぱり市がそういう最低賃金を上げるということで、委託するときにも今おっしゃったように、最賃670円くらいだけでも、730円に22年度はする、委託契約を、掃除なんかでは結ぶというふうにおっしゃるんですよ。ところが、それが本当に払われているのかどうかということが、だから委託契約なんかでいいますと、随分委託料というのは全部でどのぐらいの額になるんでしょうか。労働者にかかわるやつね。後で調べてください。

相当な委託料、本年度の予算の中でもいろいろなところにちりばめられているんですね。市がやっぱり委託するとき、少しでも最低賃金を上回ってやっていかないと、市自身がいわば低賃金の労働力を確保するために安く使っていく、そうすると民間に向かってきちっと払ってくださいということを言えないような状態が出てくるのではないかというふうに思うんですが、それでも社会保険だって積算の中に入るわけですよ。ところがパートなんかを使ってやるから社会保険には業者は入らないで、だから社会保険料の積算なんかは、社会保険に入らないわけだから、それだけの分は業者のほうに入ると思うんですが、社会保険なんかにはきちんと加入していますかというようなことも業者にきちんと聞いたことがあるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） これも市内で主に清掃等を受注していただいている主な業者の方になりますけれども、以前にも齊藤委員のほうから御質問がございまして、例年その単価の関係

については聞き取りですけれども、調査をいたしております。

その結果、平成13年当時は、かなり市の価格と差があった実態もあったわけですが、それにつきましては、昨年実施いたしましても、例えば採用になったばかりの人間と何年も採用されている方ではばらつきは多少ありましたけれども、おおむね市の単価に準じて支払われているような実態があります。その際、あわせて、社会保険等の加入あるいは福利厚生状況、あと有給休暇の制度の関係等も聞き取り調査をいたしまして、これにつきましては当然制度上、加入が義務づけられている方については全員、社会保険、厚生年金、雇用保険、あと労災傷害保険についても両者とも掛けられていると。退職資金制度あるいは制服の貸与、健康診断、あとは慶弔金の支給と、そういったことについても行われていると、ボーナスにつきましても、短時間のパート職員の方は別にして、残りの方についてはすべて支給されているというような実態はお伺いいたしております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 先ほどの公契約のほうにまた戻るんだけれども、これは民主党の政権にもなったし、国でも公契約条例を結ぶということなんかは、前向きにやってくるだろうという気がするんですね。

しかし、労働者派遣法の抜本的改正と言っているんだけれども、改正はするんだけれども、非常に大きな抜け穴があって、本当に派遣労働者のためになる改正にはまだまだ遠い段階だと思うんです。それは、労使が真剣に決めただから、それ以上は改正はできないというのが鳩山首相の答弁でもあります。

だから、私は、こういう公契約条例なんかも地方自治体が積極的にやっぱりつくり上げて、そして国にも公契約条例の制定を迫っていく、そういう大きなうねりが必要だし、野田市を筆頭にして全国的にも公契約条例を制定する自治体が増えてくる。私どもも、地方議会の中では全国的にもその自治体自治体で公契約条例をつくろうではないかという質問や、そして自治体に対する働きかけ、これも積極的に行っていく、こういうふう考えているんだけれども、一つはILO条約の批准、これを国に強く求めることや本市としてもこの公契約条例を研究検討してみる必要があるのではないかと、そういう時期に来ているのではないかと思うんだけれども、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

今お話にありましたように、全国自治体の公契約の流れというのを見ても、国の法整備ということが前提になるわけですが、将来、制定に向けてという動きが今加速化しているのではないかなというふうに考えております。

今後、先ほどもお話ありましたように、労働者側の実態調査なんかもする必要があるというふうに思いますし、あるいは事業主のお話も今後聞いていかなければならないというふうなこともあろうかと思っております。今の斉藤委員のほうからお話あったように、全国の自治体では議会

を中心に意見書を出されていると、それから全国市長会や都道府県においても、ILOの批准については国に対して要望をしているというような状況を考えますと、今後、制定の動きというのは更に具体化してくるのかなというふうに考えております。それで、今後、国のそういったいろいろな動向も注視しながら、制定に向けた検討を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） もう一つは、請負契約の関係での公契約と同時に、委託業務でありますとか指定管理業務、指定管理者というような業務、指定してやっておりますよね。こういう指定管理者やなんかに対する賃金の支払いや賃金が適正に支払われているかどうか、こういうこともきちっと要請をするというか、する必要があるんでないかと私は思うんだけど、例えば、帯広市なんかでは委託業務及び指定管理業務実施上の留意事項というのを、指定管理者や委託する事業者なんかに出すわけですね。これは随分細かく書いてありますし、市当局にはこの写しを参考に上げてございます。人件費の積算でありますとか、労働者の雇用の拡大でありますとか、雇用通知を必ず結べとか、労働時間の問題だとかということを随分詳しく書いて出しているわけですね。

同時に、積算根拠の一覧というのをつくって、そして業者に全部渡すというふうになってございます。1つは、この国土交通省の二省協定の単価が全部示される。例えば賃金の日額単価というのなんかも、事務補助で例えば6,460円とか、それから大型運転手で9,250円とか、日額ですよ。そういうふうに、ずっと業種別に細かく書いて、そして指定管理者や委託業者、こういうところに渡して、ぜひこういう積算単価を出しているんだから、働く人たちにこれらが行くようにしてくれという要請書を一緒につけて出すわけですね。

市当局にも、参考までに私差し上げてありますけれども、これらを見て土別もぜひそういうことを、今までもやってきたと思うんだけど、これだけ細かくはやっていないと思うんだけど、これらを参考にみていただいてどういう感想をお持ちになったのか。こういうことを市としてもぜひ細かく検討する必要があるのではないかと。公契約条例というのは、そういうことなんですよね。見やすいところにちゃんとわかるようにして、だから、労働者がこれだけのものをきちっともらっていませんと言えば、罰則規定までつくということですよね。そういうふうにしていかないと、もう全国的にも失業者は本当にすごい失業者ですよ。だから、そういう時期だから、働く人たちの生活をよくしていくために、市がやっぱり出しているもので、食べていけないようなことをしない必要があるんでないかと、こういうふうに思うのが1つ、それをお答えいただきたいというのが1つ。

それから、市もこの4月から随分いろいろな募集もしていますよね。ところが、残念ながら6カ月とかあるいは1年限りとか、非常に安定した雇用というのはもうならないわけですね。だから、雇用のために、予算書にも載っていますけれども全部事務補助だとか、国から来るお

金にしてみても景気対策というんだけれども、わずか3カ月の雇用だったり、だから若者が安心して市の応募するなんてことができない。せいぜい定年になったり、あるいは遊んでいるといいですか、主婦がバイトしようかという、そういう応募にしかなくなっていないと思うんですね。私は、やっぱり企業でもそうだし市でもそうだけれども、そういう働いてそれで生活をしていけるような、当たり前のような生活ができるような、そういう雇用をすべきだと思うんだけれども、こちら辺は結局は市でもどの応募を見ても、夏だけプールの管理でありますとか、冬になればスキー場だよとか、仕方ない面もあるんだけれども、しかし、夏冬安定したやっぱり若者を雇用できるような、そういう雇用のために力を入れていくべきではないか、こう思うんだけれども、この2点についていかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 前段の業者さん等への周知の関係について、私のほうからお答えいたします。

お話にありましたように、指定管理者等にもたくさん市のほうで委託をいたしております。ただ、指定管理者というのは、いわゆる通常の請負、私的な請負契約とは違ひまして、行政のほうで議会の議決をいただいて指定するという部分があります。それで、労働基準監督署が定めるものに踏み込めないと、そういったことではなくて、こちらのほうで例えば労働条件の悪化を防ぐために基本協定という、契約ではなくて基本協定になるわけですがけれども、その中で単なる事業報告だけでなく、管理業務とか経理の状況、そういったものを随時に報告を求めることが市のほうでできると、市のほうがイニシアチブを持っております。それで、市のほうでもその人件費の実態等については調査をさせていただいて、市の見積もりによるのは、支払われているのは確認しているところでございます。ただ、全国的には、どうしても指定管理者といえども余りにも経営の効率性を求め過ぎるとい部分がありまして、その労働条件の悪化というのはやはり問題になっているようです。

それで、これらの施設の設置者は、責任者はあくまでも自治体でありますので、当然その効率化、管理運営の手法をかえての効率化といった部分は、それは自治体としては歓迎しなければならないわけですがけれども、ただ、影響がサービスの低下とか労働条件の悪化とか、あとは非正規雇用、そういった方の増加につながるとすると、それは当然地域全体にとってはマイナスの影響になってしまうということがありますので、これらの関係については、自治体としてはしっかり守っていかねばならないと、土別市内の場合は昔からの社会福祉協議会とかそういった方にそのまま移行しておりますので、人件費が低下したといったことがないわけですがけれども、今後、新たな業者さんが入る場合にあっても、妥当な人件費が業者のほうから提案されているのかといったようなことも検証していきたいというふうにも考えております。

それで、指定管理者も含めて、ほかの清掃等の請負等、そういった部分にも帯広市等を参考にできないかというお尋ねですがけれども、これまで建設業のほうだけに行政文書を出してございましたけれども、それにも先ほどお話ありましたような二省協定の単価をしっかりと明示し

て提示するという考え方と、あと委託等のほうにつきましても、標準人件費というのか、そういうような出し方で市のほうの積算についてはこういう積算をしていますので、それを守ってくださいというような要請文書については取り組みをしていきたいなというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 2点目の市の職員、臨時職員ですとか非常勤職員の関係なんですが、今のお話にありましたように、6カ月あるいは1年という形で臨時職員あるいは非常勤職員として働いていただいている、最長ではここ、今5年までとそれで60歳までという形で雇用の形態をとっております。ただ、今いろいろ官製ワーキングプア等々の問題もありまして、しっかりとした生計を立てていただけるような待遇あるいは身分の安定というようなことで、特に技術的な部分、それから経験を要するような職種、それから専門的な知識を有するような職種ということで、その5年という期限は1回見直しをして、6年なり7年なりということでは働いていただけるように、今、基準の見直しということも進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） るる申し上げましたけれども、非常に前向きな答弁だなというふうに思っていますし、ぜひ市民の税金、これが使われて業者を痛めつけるわけではないんですよね。やはり市で積算をした、そういうものは働く人たちに届くように、そういうふうにぜひ一層の努力をしていただきたいと思うんです。そのことを強く要望しておきたいと思うんです。

次に、朝日の地域交流施設について、これは菅原委員が随分詳しくやりましたので、私は若干一、二点質問しておきたいと思うんです。

1つは、合併特例区の協議会、ここで場所の問題でありますとかなんかは何回ぐらい論議をされて、どんな検討をなされたんですか。それをお聞きしたいのと、まずそれをお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） お答えをさせていただきます。

朝日地域交流施設の建設に当たりまして、特例区協議会でどの程度協議されてきたかということでもありますけれども、朝日地区におきます合併特例協議会、年4回～5回程度開催されております。その都度、この交流施設に関しまして、その時点での資料提供をいたしまして御協議をいただいていたという流れになってございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それで、その場所を決めるときの手法として、合併特例区協議会の中で多数決で決められたと伺っているだけけれども、反対の理由というのはどういうことがあって、何対何で多数決で決められたんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 経過をあわせまして御説明させていただきます。

市といたしまして、この地域交流施設の建設につきましては、山村研修センターの併設ということで検討を進めておりました。これは平成20年度の時点になりますが、平成20年12月8日に朝日商工会まちづくり特別委員会から、建設場所を市街地中心地とする地域交流施設建設に係る要望書が朝日町合併特例区に提出されました。これを受けまして、庁内の検討委員会でも検討させていただきましたし、平成20年12月18日開催の合併特例区協議会においてもその内容を論議、議論をしていただいたところでございます。

市街地中心地建設か山村研修センターに併設するかというところが争点となりまして、この日に意見を集約することができず、更に議論を深めたいということで、同じく平成20年12月29日に合併特例区協議会委員によります検討会が別途持たれたわけでございます。この中でも長時間にわたる検討の中、最終的に、将来にわたって維持管理経費の圧縮につながることから、山村研修センターに併設するということが意見が集約されたところでありまして、この集約に当たりましては、争点が併設か単独かというようなことになったわけで、論議を十分尽くした中、意見が分かれたというところで、最終的には決をとるような形で意見が集約されたというふうな内容となっております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 数は、何対何。

委員長（遠山昭二君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 数につきましては、出席議員11名で、市の併設案これが9で、市の併設案によしとしないという意見が2という内容となっております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これは何日に採決をされたんですか。私は、なぜ本当に朝日のまちに必要なんだということを採決をするような問題なのかということですよ。だから、そういう、特に商店街やそういうまちの中の人たち、若い青年なんかもいたと思うんだけど、論議を尽くしてやるのが、これは対決法案じゃないですよ。朝日のためにつくろうじゃないかというふうに、私どももそう思って進めてきたし、それが特例協議会で採決をしなければならないという、なぜきちとした議論で賛同を得なかったのか、これは反対した人だって、この後、立つ瀬がないでしょう。あるいは、ほら見たかということにだってなりかねない。最大限の努力を行政は、これだけの事業をやるわけだから、そういうしこりを残すような採決をしたというのは、どう考えても納得できない。それを皆さん、当たり前だと思っているんですか、それが。今後ともそういうようなことを続けるんですか。この新しい土別のほうの私どもが携わってきた中では、そういう議論が、例えば場所の問題でもありますよ。市が羊飼いの家を、そして今、羊が入っているところ、あれを下のほうでいいという提案される。だけれども、少々お金かかってもいいから、あの上に持っていくべきではないか、それはもう議論を尽くして、そして上にし

ようじゃないかというふうになるわけですよ。満場一致でやっぱり決めていくというのは、これは何も悪いものをつくるわけでないんだから、私は本当に残念でしょうがない。それは皆さん方は当たり前で、論議を十分尽くしたと言うけれども、なぜ反対する人たちの同意をきちっと求める努力をしなかったのか。それが当たり前だとしたら、これからもそういう努力をしないで、もう議論は尽くしたんだから民主主義の原則だから賛成多数でいいんだと、そういうやり方をやっていくのかどうか、この点はどうお考えですか。

委員長（遠山昭二君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君） 論議が足りなかったんじゃないかというような御意見かと思います。今、担当のほうから申し上げましたように、商工会のまちづくり特別委員会のほうから提案がなされました。これにつきましては、行政のほうの検討委員会の中で、いかに将来的な経費を削減していくためにはどういった手法がいいのかというような形の中で、行政としては今の合宿の関係との絡みの関係から、そこに併設をしていくことがより経費が削減されるというような形の中で、一定程度商工会のほうにも説明申し上げました中で、商工会といたしましては、そういったまちづくり特別委員会を組織しまして、その中で検討された中で、まちの顔としての形の中でまちの中につくるべきだというふうな提案がなされました。

そういったものを含めまして、合併特例区委員会の中での論議をいただいたところなんですけれども、やはりそこで一番論議の中で争点になったのは、単独で建てるのがまちの活性化につながるのか、それから、また、行政のほうで考えたその併設案が将来的な部分に向かっての経費節減になるのかと、そういった部分での論議が争点となりました。

そんな中で2日間かけて論議をいたしまして、やはり将来的なそういった経費の節減というようなことが重要じゃないかというような形の中で、特例協議会の中では意見を集約をされたということでございます。

そこで、じゃ、論議をした中で妥協案というか、よりよい方法というものが導き出せなかったのかというようなところが争点になるかと思うんですけれども、これにつきましては、今申し上げましたように、単独でという部分でいきますと、将来的な経費がかさむというような形の中から、最終的には、委員さんの中にも特別委員会の委員長さんも入っておられまして、そういった説明もございましたけれども、ほかの委員さんというか、多くの委員さんが商工会からの特別委員会から出された案に対してはやはり無理があるという、いろいろなこの案につきましては、まちの中に建てるということになりますと、その商店、敷地の購入費、それからまたそこに係る、移転に係る商店の補償の問題、そういったものも話し合いの中で出されまして、最終的には行政が提案している方向で集約を図った、そういった形で集約をされたということなものですから、これにつきましては、場所の問題で、逆にどこに建てるかとかという問題じゃなくて、争点になったのは、繰り返しになりますけれども、その今の合宿施設と一体的な運営をしてやっていくのか、それとも単独で建てたときの将来的な運営費というような形の中で、そういった部分の中で論議が尽くされた中で、最終的に結果として採決というような方

法が特例区協議会の中でとられたというようなことでございますので、これが妥協というか、話し合いの中で別な道が探れなかったのかというような部分でいきますと、将来的な経費の関係では意見が集約されたということでございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） あれこれ、それぞれしゃべっているけれども、結局はミスはなかったということでしょう、あんた方。それから何も答えていないでしょう。これからもこういうことを続けるんですかと。やっぱりそれは商工会の人たちが何としても反対したんだと、そうしたら、これは修復するために努力しないんですか、これから。反対したんだから、多数決で決めただからいいという、そんなまちづくりがあるんですか。そういう言いわけを私聞いているのではない。その手法は、やっぱり行政として努力が足りないということです。例えば田苅子さんなんかの時代でも、議会との話し合いでやっぱり賛成、反対があったら、それはもうじっくり話し合って、そして納得もしてもらおう。その努力はやっぱりして、土別なんかではそういう点では、そういう反対、賛成があったとしても、妥協点を見出して、土別のために少々不満があったとしても、それで頑張ろうじゃないかというふうにして決めていくものなんです。朝日というのは、そういう努力はしてこなかったんですか、今まで。結局あなた方は、それは正しいと言うわけですよ。私は残念でならないと言っているわけですよ、こんな採決までして決める問題なのかと。

それから、1つ、これからも続けるのかということと、修復をきちっとしなかったら、この予算を通すわけにいかないんですよ。こんな地元に喜ばれない施設を3億7,000万円もかけてつくる必要ないんですよ。赤字だって2,400万円ずっと出ていく、菅原委員の話では3,000万円にもなるんじゃないかと言われている。そういう施設を、喜ばれもしない施設を認めるわけにいかない。そこをきちっとあなた方反省もして、この場できちっとした修復と、それと今後はそういうことはしないで最大限の努力をする、きちっとした答弁してください。

委員長（遠山昭二君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君） 齊藤委員のおっしゃるとおり、話し合いの仕方が足りなかったのではないかなというようなことでございます。その部分につきましては、やはり地域一体となって進めていかなければならない事業について、反対されたところの話し合いがその後十分に持たれたのかという部分でいきますと、非常にその点については反省をしなければならない部分だと思っています。

夕べもちょっと特例区協議会の委員さんとの集まりもございましたけれども、やはりこれからの実質的に運営をやっていく中では、やはり関係団体それぞれ皆が一体となってやっていかなければならないということも確認されましたので、そういった中では商工会のほうの理解も十分に得るような中で、これからのまちづくりの関係でも、ただ背を向けてというような形になりませんので、そういった部分については、今後におきましては十分に話し合いを持つ中で進めていきたいというふうに思っております。

委員長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） ただいま斉藤 昇委員から交流施設の関係についての御指摘をいただきました。私も、この種の建物について賛否をとって場所を決定するような、そういった対決法案では全くない、このように思います。ましてこの施設については、朝日町がとにかくいろいろなハード事業があったわけでありまして、土別、朝日の均衡ある発展を目指すということも含めながら、合併以前からこの問題は議題として上っていたわけでありまして、そういった意味では、赤字が出たとしても、この施設は朝日に必要だというようなことで今まで進めてきたわけでありまして。私もその合併特例区協議会の中で賛否をとってそういった形で場所を決めたことについては、行政として反省すべき問題だと。以後このようなことは一切ないように進めてまいりたい、こう思います。

それと、もう一点は、今同じような問題で実は多寄の日向温泉の問題について、本来でありますと、新年度にリフォームをするということで3億数千万円の計画を持って、総合計画でもこれが進められてきたところであります。

しかし、経営が一体どうなるのかということも含めながら、一たんそこで立ちどまって、時のアセスではございませんけれども、まずはこの1年かけて将来どうあるべきかという。一方では、こういう住民の皆さん方からは何としてもつくってほしいという要望がどんどん私のところに来ているんですが、ここは地域の皆様あるいは議会の皆様、そしてそのいろいろな経験のある皆様方の御意見も聞きながら、将来どうあるべきかということを議論をしようとしているのが一方であるわけでありまして、そういった意味では、朝日のこの施設につきましても、昨年3月のこの一般質問、予算委員会で、菅原清一郎議員からこの場所の問題についていろいろ御指摘、御提言もいただいた中で、田辺子市長の答弁の中では、今、城守副市長が申し上げたような形の中で答弁をさせていただいたところであります。

昨日、菅原清一郎委員からも貴重な御提言たくさんいただきました。場所については、もう既に併設するということが決定されているわけでありまして、これから先ほどいただいたようないろいろな御提言、昨日いただいた御提言等々も加味しながら、早い時期にしっかりと協議をさせていただきながら、この施設が本当に市民の皆さん方に、あるいは土別を訪れる皆さん方に愛される施設になるように、情熱を持って進めていきたいと思っております。以後このようなことのないように努めてまいりたいと存じます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ぜひ行政に当たる者は、心してやっぱりいろいろな単にこの問題だけではなくて、やっぱり対市民との間では、よくかみ砕いてお話しもなさって親切な対応をぜひしていただけるように、牧野市長からも決意が述べられたので、あと交流施設の関係では若干2,300万円の赤字の試算が出されたんだけれども、年間10の部屋をつくるということですよ。ツインを9つ、それから障害者用1室、この利用の試算を見ると600人の試算ですよ。この利用の試算というのは、どういうふうにして600人というふうに出されたのか。私は、こ

の施設を朝日の町民の皆さんなんかはどういう利用が図られるんだろう、そういう単なる合宿者とあるいはサンライズの芸能人なり芝居やる人が来た泊まりだけを当てにしているのか、そういう9,000人に及ぶ合宿者が、あるいは山村研修センターの利用がなされたんだけど、この中で600人しか交流施設には泊まらないという、この試算はどう出されたのかということをお聞きしたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 御説明させていただきます。

地域交流施設の試算の中で、宿泊者数につきまして年間600人という数字をベースに試算をさせていただいております。この600という数字につきましては、実際に山村研修センターに一般でご利用宿泊されている方や冠婚葬祭やサンライズホール企画事業におきます出演者、スタッフあるいは帰省者など、地区に潜在する宿泊者数を見込んでおまして、一般宿泊者で120、山村研修センターの研修から新しくできます交流施設側へお泊りいただけるような方、それが100、自主企画事業関連で180、冠婚葬祭、同窓会、帰省客等で200ということで、合計で600という数字を見込んでおります。ですので、この数字につきましては、ある程度かたい見込みの数字となっております。それから、先ほど委員おっしゃられましたとおり、2,300万円というような赤字が推計されているところですが、こういったものを解消するためには、今言った600人という数字に更に宿泊者数を増やしていかなければならないという現状がございます。

年間2,500人が登山されます天塩岳においても、その宿泊場所としての積極的なPRを図るですとか、山頂でのお弁当をセットにした天塩岳パック、あるいは送迎サービスなども組み合わせたものとか、あるいはサンライズホールの事業と連携した宿泊パック、あるいはパークゴルフですとか、あるいは地域の豊かな自然を生かした資源ですとか施設等を活用した地域体験型事業との組み合わせ、あるいは各種大会、イベント、会議等の組み合わせなど数多く考えられますことから、そういったものを積極的に図っていきたいというふうに考えておりますし、また長期宿泊の割引制度の検討が必要になるかと思いますが、山村研修センターで合宿されております監督、コーチなどの御意見からも、個室を希望する声も聞いております。そういった中では、地域交流施設側に宿泊いただく中での合宿も期待できると考えておりますし、近年におきます団塊の世代の大量退職に伴います田舎暮らし希望者も増えているという状況があります。そういった中でも、短期移住体験の宿泊場所としても御利用可能かなというふうに考えております。そういったこと含めまして、地域の中で一体となって、地域が一丸となってこの宿泊者の拡大ということを図っていかねばならないものというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 今おっしゃったこと、これはやっぱり支所の職員全員の胸にきちっと落として、そして今、加藤主幹が述べられたようなことを一丸となってやっぱり進めて、そして赤字を圧縮させていく、そういう経営努力を全力挙げてやってほしい。今言ったことをあなた1

人の議会だけの答弁ではなくて、それを確実に実行していくために、まだ1年あるわけですから、これはこれから建てるわけですから、ぜひそういう検討もなされて頑張っていたきたい。そういうことを強く求めておきたいと思います。

次に、公共交通の効率的な効果システムということで出しておきましたけれども、これについて若干先に質問したいと思います。21年、地方公共交通協議会というのがつくられて、予算は少なかったけれども、今年度も引き続きやっていくというふうに述べられて予算もつけられているんだけど、主にバス事業ですね、市民の足を確保するための。非常に大きな赤字というか、補助金でありますとか、あるいは委託料なんか出しているんだけど、そういうことを21年度の事業ではどんなことを論議され、そしてどんな成果を上げられたのか、この点からまずお伺いをしたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 中峰企画振興室主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） お答えいたします。

平成21年度におきます地域公共交通活性化協議会での取り組み状況ですけれども、さきに昨年の決算の総括の際にも若干触れさせていただいておりますけれども、バスの活性化とそれから再生を目指すということで、さまざまな角度から検討を行い、その検討に基づく取り組みをしてきたところであります。それで、大きく6つの項目に分けて説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず、1点目には、効率的な運行と新たな公共交通のシステムづくりを目指していくということでありまして、温根別北線のデマンド化に向けた実証運行、これを行いました。11月から本年3月まで実施をしております。5カ月間の期間でありますけれども、この中で実績、現時点での実績ですけれども、利用者は若干減ってしましまして、12%ほど減ったわけですけれども、運行費用としては23.7%経費が削減される中で、赤字額としては約30%減額となっているような効果も出ているところであります。また、これ以外に上士別方面、川南、成美方面でのデマンド化導入に向けて、地元の利用状況の調査などもいたしております。

2点目といたしまして、現状の利用実態に配慮した利用の促進という観点から、高校生の片道定期券というものを導入いたしました。これは昨年の12月から実施をしております。現在、数名の生徒が利用しているということでありまして、新たに購入された方もいるようでございます。

3点目といたしましては、利用者の利便性向上を図るということで、乗降位置、バス停の乗降位置を若干冬期間、特に雪との兼ね合いがございますので、その位置を変更しているということもございます。

4点目には、バスや待合環境の改善ということがございました。こちらにつきましては、せんだってこの議会でもお諮りをしているところでありますけれども、土別軌道が所持しているバス、かなり老朽化していると。一方では、利用者の声としては低床バスあるいは環境面からはそういったものに配慮したのも必要だろうということがございましたので、低床のハイブリッドバス、エコ車両ですけれども、こちらの導入、今月末に導入予定となっております。ま

た、国の経済対策、こちらを活用いたしまして、市内8カ所にバスの待合所を整備したところでありまして、これは市のほうの予算ですけれども、協議会の計画に基づいて実施をしたというところがございます。そのほかにはバス停の表示板、かなり古くなっておりまして明瞭に見えないという部分もありますので、こちらの改善もしております。

5点目といたしましては、バスに親しむ機会づくりとして小・中学生の無料体験、これらを実施しております。

そのほかの取り組みといたしまして、6点目でございますけれども、バス車内に掲示板を設置したほか、バスマップというものを今作成しておりますし、一方で、乗り合いタクシーの導入に向けた検討というところも進めさせていただいたところがございます。

こうした一連の中で、若干利用がまだ数字出ておりませんが、利用されている皆さんからは、例えば待合所やなんかは改善されていると喜んでいただいている声もありますし、また利用実績上、ここ数年見てきた中でいいますと、市内循環バス、こちらの利用が増えておりまして、赤字を脱するというような状況になってきていることも、一つ成果としてあらわれているんじゃないかと、このように考えているところがございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 22年度も引き続き、それらのことをやっていかれるというんだけれども、そこで土別軌道に対するバス路線の維持していくための赤字路線に対する市の持ち出し、これは主な、見せていただきますと、土別駅前から朝日町、この路線だけ黒字なんですね。200万円ほど21年度で黒字になってございますけれども、あとはもう全部赤字になってございますけれども、これは、そういう事業をやることによって、この赤字額は大分解消されたのかどうか、この点は赤字との関係では、路線別の赤字の額と、それから赤字が少しでも解消されたのかという点については、どう思っているんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） ただいま委員さんからお話のありましたように、21年度、このバス事業年度で申し上げますので、毎年10月から9月という期間になるわけですけれども、この21年度の状況を見ましても、朝日線のみが黒字ということでありまして、その他については赤字ということになってございます。

そこで、路線、国の基準でいいますと幾つか路線の区分があるわけですし、今の朝日線というのは生活路線ということで位置づけられています。これは土別軌道がみずから自主運行路線として運行している路線と、そのほかに土別軌道が自主運行している中で川南大和線、あるいは大和線というような路線もあります。こちらについては、どうしてもその利用が大きく減っている中で、市としても単独の補助をするということで、これまで対応してきております。その額といたしましては、約420万円を支出しています。

また、土別軌道が以前、路線として運行しておりましたけれども、非常にその利用が少なく

なった中で、路線維持ができないというようなことで、廃止をしていくという考え方を持った際に、これは行政として市民の足を守るという観点から、以前は廃止代替というふうに言っておりましたけれども、こういった形で市のほうで委託料を支出して運行している路線もあるということでございます。現状、今その路線については、市町村生活バス路線というふうに申し上げているんですけれども、こちらが武徳、中多寄あるいは温根別方面、北線、南線、仲線、それぞれ入っておりますけれども、こちらのほうで総額として1,400万円の支出がまずございます。それ以外に中多寄方面につきましては、林業センターの活用ということで、そちらのほうからも財源は入っているわけです。

あと、市内バスについても、一定市の補助を出しているところです。このほかに川西南沢線という路線がございますが、こちらについては以前、特別指定という国の指定を受けましてデマンドに向けた実証運行を行い、更に2年間、国の補助金をいただいてきたと、現状、市の単独となっています。こちらにつきましては、先ほどちょっと触れましたデマンドという方式をとる中で、運送距離が短くなったもんですから、そういった部分で費用も落ちているというような状況がございます。ほかの路線についてですけれども、やはり現状の中で申しますと、なかなか利用が目に見えて伸びてくるという状況ではないと、特に学生さんですとか、そういった高齢者の方もいらっしゃいますけれども、若年層の利用というのが落ちている。これは少子化とあわせて総体的にそういった数が減っていることもありますけれども、そういう中でなかなか利用、収入というのが上がってこないわけですが、今後は先ほど申し上げましたようないろいろな手法も講じて、経費の節減の一方、利用の促進ということも図りつつ、何とか改善をしていきたい。現状で申し上げますと、数字に極端には出ておりませんが、ここ最近では3,200万円程度のバス純粋で申し上げますと支出をしておりますけれども、そこは大きく増加にはなっていないということで推移している状況でございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その中でも特に今答弁もいただいたけれども、川西南沢線というのがございますよね。これは幾らですか。480万円ほどの赤字ですよね。これは、川西の山の中を相当走っていくわけですよね。そうすると、上土別のこっこの基線回りにして川西は川西の独立路線みたいにしたほうがいいんじゃないかという気もしないわけじゃないけれども、ここら辺のは改善の余地はないんですか。

委員長（遠山昭二君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

確かに川西南沢線につきましては、ただいま担当主幹のほうからお答えしたとおり、平成16年から約2年間、国の事業を用いまして事業を実施してきた経過がございます。ただ、その事業が終わった段階で補助金がなくなったことから、そこで生じる赤字についてはすべて市が負担ということになっておりまして、ここ3年見ましても450万円から480万円の赤字ということになっております。

それで、今、斉藤 昇委員からお話のとおり、川西南沢線につきましては、土別市内から川西を経由し、川南、上土別の川南を更に終点は川南の南沢まで行く19.7キロの路線でございます。これは基本的にデマンドで運行しておりますので、予約があれば終点まで行くと。川南方面での予約がなければ、今、川西にございますめぐみ野のところでUターンして戻ってくるということになっております。ただ、めぐみ野から川南5号まで約3キロ、これは民家がございます。この部分について、ただ走るのがいいのか、それとも本格的に川西線だけでとめて、あとの川南地区、南沢を含めて、それについては例えば大和なり成美なり南沢なり、それらの系統を一本立てするなり、そういった取り組みをする中で、住民の方が使いやすく、なおかつ赤字が、赤字というか走行キロを、無駄な走行キロをなくすような手法を22年度検討してまいりたいと思っています。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そこで、赤字額が3,200万円ぐらいの赤字がずっと続いておりますよね。

そのほか土別市がバスにかかわって支出している額というのは、どのくらいあるのかということなんですね。例えば敬老バス、それから学童の通学、朝日の高校生に対するバスの補助だとか、こういうものを全部総額して市が出しているお金というのは幾らぐらいになるものなんですか。赤字は3,200万円、これは市で出しているんだけど、そのほか先ほど申し上げましたように、敬老バスでありますとか学童でありますとか、そういうものを主なものを挙げていただいて、どのくらい支出しているものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

今、赤字いわゆる地域生活バス路線、これが約3,270万円ございます。あと朝日地区を運行しているコミュニティーバス、これが1,040万円、あとお話の日向林業センター行き、これが約700万円程度、あと遠距離通学の助成等、スクールバスの委託等で約750万円、あと敬老バスが3,200万円、あと高校のバスの助成ですとか、あと通院の係る交通費の一部助成含めましてトータルで申し上げますと9,170万円程度の負担となっているところでございます。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） だから、私なんかは敬老バスの年齢引き下げの問題のときにもお話ししたけれども、空気を乗せて、空気に運賃払っていることですよ、赤字ということは。だから、敬老バス代を年齢を例えば1歳下げても、市からお金を出すわけですから、だから、例えば3,000万円敬老バスかかっているんですよ。3,000万円ですよ、違うか、敬老バスさ。3,000万円ね。だからそのうち1,000万円、例えば乗らないとしたら、その分だけまた赤字として、赤字の補てんとして軌道に払わなければならないという、単純に考えればそう思うんだけど、その点はどんなふうにお考えですか。

委員長（遠山昭二君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

確かに敬老バスの導入含めて、平成15年の1歳年齢引き下げ試行ということも含めて、今、斉藤委員のお話のとおり、敬老で負担した部分については、軌道さんのほうの収益になるといことは、これは間違いことでありまして、現在、敬老の部分と地域生活バス路線を足しますと、ここ数年5,500万円から6,000万円の中で範囲して動いてまいりました。ただ、今年、平成21年度の状況を見ますと、敬老の部分が200万円程度上がっておりますし、地域生活バス路線についても3,000万円程度で推移しております。となりますと6,300万円ということで、今までの部分を上回ってきているとなりますと、敬老の部分で本来は埋めていた部分その額を超えてきつつある。となりますと、本来は敬老の部分で埋まるところが、それを上回る部分の額が出てきていると。とすると、高齢化がこれだけ進むと、今後より一層こういった額が増えてまいりますし、あとは今まで子供さんたちが高校生たちが使っていた定期代の部分が若干減っているからその部分が上がってきているということも推測されます。

そういったことで、1つは、今まではそういった部分で例えば1,000万円が減るのであれば、当然こっちのほうで1,000万円埋めただろうという論議は今まであったんですけども、それが6,000万円を超えてくると、やっぱり敬老の部分の負担が将来的に見て大きくなってくるのかなと思っております。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これから高齢化も進んでいくし、高齢者の中では運転免許証を持っていた人なんか、もう高齢になってきたし、運転免許証をお返しするという人たちも結構出てきているんですね。そういう人たちがやっぱりバスに無料で乗れるというのは、非常に喜ばれる。先だっの道北日報の投書欄にも、バスの運転手愛想悪いぞということなんだけれども、載っていましたね。大したやっぱり喜ばれて、それだけ高齢者が外に出る機会、それから買い物に出る機会、そしていろいろな人との交流できる、そういうものとして大きな役割を發揮していると思うんです。敬老バスでいえば、74歳以上の人口で、そして敬老バスを出している人数というのは、どのぐらいになるものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 菅井介護保険課主幹。

介護保険課主幹（菅井 勉君） 敬老バスの乗車証の交付を受けている方の割合であります、昨年3月31日現在の数字で申し上げます。74歳以上の方は3,952名でありまして、そのうち敬老バス乗車証の交付を受けている方は2,418名で、交付率は61.2%となっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 61%の方たちがあれです。そうすると、あれですか、この敬老バスはこれ以上多く支出するようになって困ると、61%ですから、例えば8割になると20%の人が持つ

て乗るようになると、それだけ市は、軌道バスにしてみれば収入になっていくわけですよ。だけど、市は赤字で出すのか、敬老バスで出すのかという、単純な議論だけれども、そうになっていくわけですね。だから、私は、ぜひこの敬老バスが喜ばれているわけだし、例えば、今、まるきり無料だけれども、例えば1歳引き下げるといふことでありますとか、若干のものをバスの乗車証を渡すときにいたくなっていくことも、そういうことなんかの検討なんかもしてみても、そういう高齢者の方々が本当に社会に参加する、買い物も気安くできる、友だちとの交流もできる、そういうまちづくりをぜひ進めていくべきでないかと、こう思うんだけれども、こんなことなんかぜひ検討してみる必要があるのではないかと、こう思うんだけれども、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

今、斉藤委員のほうからお話あったように、この敬老バス、高齢者の方々が外出する機会ですとか、そういう意味では効果があった事業ではなかったかなというふうに思っています。今も多くの方が利用されているというような実態にもあります。今回この公共交通活性化協議会等の中でもいろいろな議論がなされています。それで、今、土別軌道に路線の赤字ということを出している金額が3,200万円ほどありますが、この金額と今敬老で出している金額がほぼ一致してきているという状態になりますので、これを1歳引き下げるといふことになると、市の負担が更に増えてくるという実態にはなってくるのかなという今分析をしています。

今後、こういった今の1歳引き下げの問題等々も含め、一部利用者の負担といったような観点での議論も一定していかなければならない時期にもうそろそろ来ているのではないかという認識は持っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） やはり赤字解消はやっぱりバスに乗ってもらうのが大事なわけですね。だから本当に市の政策としてもバスの利用を促進するような、公共交通の関係でも今年度はやっぱりそういうところにもっと力を入れて、公共交通の協議会、これでも検討をされるべきだというふうに、そうすればそれだけ赤字が減れば予算はほかに回せるわけですから、そういうことをぜひ市民の足を守るということと、それから市としても市民がやっぱりバスを利用する、そういう機会を増やしていくということをぜひ検討を更に続けていただきたいと思うんだけれども、いかがですか。

委員長（遠山昭二君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） 今、斉藤 昇委員おっしゃったとおり、今まで行政はどちらかというと、効率化ということで削減ということ、距離数の削減ということに重きを置いて取り組んできたことは確かに事実でございます。

ただ、今、部長が言ったように、これから高齢化に伴いまして敬老バスの負担がどんどん増

えていく中で、市民の方にいかにバスを利用していただくかということが極めて重要な課題でございます。そこで、公共交通活性化協議会の中でも新たに土別軌道さんが導入しますハイブリッドの低床バス、この部分のPRですとか、あと市民、市長への手紙の中で寄せられました市内循環バスの最終便の例えば延長ですとか、あと運行期間、西回りの今11月から3月までやっている部分を試験的にどちらか一月ぐらい前倒しをするだとかということを含めながら、さまざまなこの事業を用いて実証実験をやる中で、バスの利用が高まるような取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、米の戸別所得補償のモデル事業について、これは簡単に承っておきたいと思うんですけども、農家の人にとってみれば、米の家族労賃を時間給に置きかえると325円、こういう試算が出されているわけですね。米を安定的に生産するためには、1俵、1俵ですよ、60キロ、1万5,000円、これはもう最低価格としても価格補償は必要でないかというふうに言われているんですけども、今度の政府の米のモデル事業は、反当1万5,000円、反当ですね、これを出して、そのかわり転作もきちっとやれよということのようだけれども、この米のモデル事業が土別に新たに落ちるお金、そして土別の農業にとってはどういう影響があるというふうに行政としては考えていらっしゃるのか、この際、お聞きしたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 秋山農業振興課長。

農業振興課長（秋山照雄君） このモデル事業の本市の影響でございますけれども、このモデル事業につきましては、米作農家が交付される交付額は20年度と同じ面積と仮定しまして、20年度2,982ヘクタールであったものですから、単価1万5,000円ということで約4億4,700万円ほどになります。この交付につきましては、新たな米の対策ということで、これまでも米をつくっても所得はマイナスということだったものですから、この額が直接農家に入るとということで、農家の米の経営の安定につながるというふうに考えておりますし、また経済的な効果も大きいというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは、自給率を引き上げるということを今度の政権も真剣になって考えるというふうに言っているんですけども、こういう対策によって自給率はどういうふうになっていくというふうに市としてはお考えでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 秋山課長。

農業振興課長（秋山照雄君） この米の所得補償につきましては、米の生産数量の目標を達成した農家ということに限定をしております、それと並行して、今、委員おっしゃったように、転作作物に対する水田利活用事業を行うということで、農水省といたしましては、生産調整に参加する魅力になるんじゃないかということで、自給率が上がるんじゃないかというふうに見込

んでおります。

ただ、北海道、特に土別の場合は転作率が6割を超えているという状況の中では、これまでも転作田での自給率の向上には貢献しているということでございますけれども、本州方面の農家に見れば、全面的に水稲農家が多いもんですから、転作する農家が増えるということ予測するということで、食料自給率も上がるのではないかとこのように考えておりますけれども、先日の新聞報道で秋田県の大潟村というところがあるんですけれども、これが余りこれまで米の生産調整に協力してこなかったということで、今年は9割ぐらい参加するのではないかとこのように報道がございました。こうした動向を見ても、水田の利活用が活発になってきて、そこからも自給率が上がるのではないかとこのように推測しております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 政府は、今年モデル事業だと、こう言っているんだけど、来年度からは畑作物、これらも所得補償の対象にするとこのように言っているんだけど、やはり早い時期から農家にそういう国の意向をきちっと、土別市出身の政務官もいるわけですから、よく聞いて、そして農家にやっぱり、戸惑わないように周知徹底する必要があるのではないかとこのように思っているんだけど、この点はいかがですか。

委員長（遠山昭二君） 秋山課長。

農業振興課長（秋山照雄君） 今、委員さんおっしゃられましたように、来年度からは本格的に始まるということで、畑作物も導入するようになっております。

それで、市としても、早目にこれは農業者のほうに制度の内容を通知しなければならんということで、委員おっしゃいますとおり、国においても早目に制度設計をして示してもらうことが重要というふうに考えております。

そこで、来月の5日でございますけれども、留萌市で道北市長会が開催されるということで、道北市長会としても国に対して要望するように、この会議におきまして市長が提案することになっております。また、市としても、機会あるごとに北海道や農水省に対しても早急な対応をしていくように要請したいというふうに考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） すると、土別の基幹産業である農業の展望なんだけれども、農業委員会で農業の経営の意向調査をなされているんだけど、地区別の農家の戸数、それと後継者がいる戸数、いない戸数、これらについてはどういう意向調査の結果が出ているのか、この際、お答えいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 田中農業委員会総務課長。

農業委員会総務課長（田中敏宏君） お答えいたします。

農業委員会におきましては、適正な業務の遂行のために3年に1度、農業経営意向調査を実

施しております。今年が調査年ということになっておりまして、調査結果につきましては、現在集計作業中ではありますが、30アール以上の市内在住農家を対象にいたしまして、基準日を平成22年1月1日として実施をいたしております。

調査対象戸数でございますけれども773戸で、そのうち回答数が623戸で81%の回答率でございました。調査対象戸数の地区別の内訳でございますけれども、北町と周辺が75戸、西土別が13戸、南土別が26戸、川西が28戸、下土別が42戸、武徳が57戸、中土別が51戸、上土別が159戸、温根別が64戸、多寄が138戸、朝日が120戸、合計で773戸ということになっております。

あと、回答者のうち、後継者の意向ですけれども、後継者の就農が確実またはほぼ確実と回答した農家戸数につきましては109戸で17%になっております。また、回答者なしと回答した戸数につきましては337戸で54%で、半数以上が後継者がいないという現状でございます。また、未定、無回答と回答した人が177戸となっております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、後継者が随分やっぱりいないですね。そうしますと、離農を余儀なくされていくと思うんだけれども、こういう後継者のいない人が離農することによって、耕作放棄地が今後増えていくということにつながっていくのかどうか、こういう点はどういうふうに押さえたいらっしゃるのかということと、それから耕作放棄地を防止するために、農家戸数が減っていくんだから規模拡大になっていくのか、あるいは業者の参入なんかを図られるのか、こちら辺はどういう展望を持っていらっしゃるのか。

委員長（遠山昭二君） 田中課長。

農業委員会総務課長（田中敏宏君） 先ほどの調査の今後の就農意向の数字でございますけれども、92戸、15%の農家が農業廃止を考えている現状になっております。そのうち約半数が5年以内の離農を考えているということになっております。また、規模拡大を考えている農家につきましては、118戸、19%となっております。

面積につきましては、今後、規模縮小や離農を考えている農家の耕地面積につきましては766ヘクタールとなっておりますが、経営規模拡大を希望している農家の拡大希望面積が1,098ヘクタールとなっております。規模拡大面積が332ヘクタール多くなっているため、現在、離農を希望している農家が離農しましても、新規就農者や規模拡大したい農業者に農地の集積を行っていけば、現段階では耕作放棄地にならないものと考えております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 耕作放棄地は出ないだろうと、こう言うんだけれども、しかし、後継者がやっぱりいない、そして土別の農業の展望ですね、これはだんだん先細りになっていって寂しいものになっていくのか、あるいは企業の参入なんかについても、どういうふうに考えたり、市としてはやっぱり基幹産業の農業を守り発展させていく、考えてはいらっしゃると思うんだけれども、より一層やっぱり真剣に考えていかないと、寂しい土別になっていかざるを得ないんじゃないかと思うんだけれども、この点の展望も含めて後継者の実態を、今、農業委員会か

らお答えいただいたけれども、どうお考えになって、展望としてはどういうふうに頑張っていけるのか、この際、承っておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） お答えをいたします。

今、農業委員会のほうから出し手よりも受け手のほうが多いんで、当分心配ないんじゃないかということで心強く思っているわけですが、いずれにいたしましても、後継者がいるというふうに答えているのが17%、2割以下でありますので、それと受け手、出し手の地域バランスがどうなっているかという部分もまだ分析をしていませんからわかりませんが、いずれにしても2割以下ということでもありますので、極めてやっぱり深刻な状況だなというふうに思っております。

そこで、市といたしましては、今までも継続的にやっていますが、やっぱり安定した農業経営者を育成していくというのが大事だろうというふうに思っていますし、担い手を確保していく、そういった意味では、今までやっていました新規就農者の研修だとか、あるいは新規農業者の受け入れですとか、これはやっぱり継続してきっちりやっていかなければならんというふうに思っていますし、もう一つは、農地を有効に活用するためには地域内で利用するというのが一番いいだろうというふうに思っていますので、農業委員さんに地域の中できっちり利用調整をやっていただけるだろうというふうに思いますから、それをやっぱり第一義に考えて進んでいきたいというふうに思っておりますが、今の状況ですので、受け手がないということも考えられますので、そういった意味では、1つは、商業、工業の方にも協力をいただきながら、農商工連携をしたコントラクタ組織という部分について考えていかなければならんだろうというふうに思っています。これによって高齢者の農作業の受託をするということも1点考えなければならんというふうに思っていますし、もう一つは、農業労働者を確保するという意味では、農業生産法人の関係の育成、これについても力を入れていかなければならんというふうに思っていますし、もう一つは、農地法の改正もされましたので、他産業といいますか、一般の企業ですね、この人たちの参入も視野に入れながら進めていかなければならんだろうというふうに思っています。

いずれにしても、地域が混乱をしないように、地域の中できっちりやっぱり利用調整をしながらつくっていくということを基本にしながらも、一方では、そういう企業参入も視野に入れながら、今後、農業政策を進めていかなければならんだろうというふうに思っております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 農業委員会の会長にも、農民の議会でありますし、土別の農業を守り発展させていくという、そういう使命を持って農業委員会というのは私はあると思うんですね。その点では、農家の人の集まりであり、そして農業委員会としてもこれらについてどんな議論と展望を持っていらっしゃるのか、この際、会長の御意見もお聞かせいただきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君） ただいま農業委員会としてどのように思っているのかという御質問でございますけれども、確かにどんどん後継者がいなくなっているわけでありまして、先細りになっていく可能性は十分にあるというふうに思っているところでございますけれども、何とか各地域に農業委員さんがおられますので、その農業委員さんの御努力によりまして農地の利用集積を進めていきたい、そのように思っているわけでございます。

それから、先ほど一般企業も今度農地法の改正によりまして農地を借りられるようになったわけでありまして、この案件におきましては、農業委員会そして上部団体の農業会議も今までは反対をしていたわけでございますけれども、法律でそういうことに決まりました。法律で決まったからには、それに従わざるを得ないというふうに思っておりますので、そういった案件が出てきた場合は十分に検討をして対応をしたい、このように思っておりますので、議員の皆様方初め関係者の皆様方の御理解と御協力のほどよろしくをお願いをしたい、このように思っております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、企業の参入なんかも含めて、以前は企業が勝手に入ってくるというのはもうだめだという話だったけれども、しかし、土別でのしずお農場さんなんかを見ますと、やっぱり雇用の場を確保するという点でも、本当に働いている人たち、いや農家やったことなかったけれども、ただ、いろいろな運搬もするわけですし、だから、仕事がやっぱりあるという点では非常に喜ばれている側面もあると思うんですね。しずおさんなんかのビートをつくったりいろいろなものをつくっていますけれども、そういうふうに雇用の場の確保なんかの点では大きな役割を果たしているんだけれども、しずおさんの経営なんかはどんな状況だというふうにお聞きをしているのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 松川会長。

農業委員会会長（松川英一君） しずおさんで働いているというか、農業関係で上のほうに立っている人のお話を聞く機会がございましたけれども、その中では、農業もうからないねという話です、正直なところ。ただ、あそこの企業でも労働者というか、そこに勤めている方々が大変多くおられるので、土木のほうの仕事がないときは農業のほうに行って草取りなどをしてもらうような、そういうことをするにはやっぱり農家もいいんではないかなということで、一生懸命頑張っているようでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 本当に農業で安心して食べていけるような農業政策をとっていただければ、これは本当に帰ってきて農家をやってみると、新規参入なんかもやれるけれども、本当に農業を取り巻く情勢というのは、働けど働けどですよ、楽にならざりしということがずっと続いている。しかし、今度政権がかわって、所得補償でありますとか、畑作なんかにもそういうふうにして、所得補償の問題なんかをやって自給率も向上させていくということだから、ぜひそ

ういう国のやっぱり施策にも期待するところも私ども大だと思し、ぜひそういう点では、後ろだけ見ないで、ともに前向きで進んでいきたいと、こういうふうに思っているところでもございますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

あともう一つ、簡単にやります。障害者雇用とハイヤーの助成、昼まで終わらせますから。

障害者の雇用でございますけれども、これは、大体どのぐらいの雇用の希望があるのかということと、大体障害者が働ける職場というのは、どういう職場を想定していらっしゃるのか、この点どういうふうにお考えになって、実態と、それから国の制度でも障害者の雇用というのはやりましたよね。補助というか、この国の制度を本市がやろうとしていること、これについて御説明いただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 初めに、障害者の方がどのぐらい雇用を希望されているのかという人数でございますけれども、土別市においてはこういうのを調査していないところがございますが、ハローワークにおいて、障害者の方々に対し職業相談や訓練などを行い、就職の円滑を図るために障害者求職登録制度というのを設けておりますので、その登録数で申し上げます。ハローワーク土別管内になりますが、障害者数のこの登録者数は本年1月末現在で138人ということになっておりまして、このうち実際に52名の方が雇用されているということございまして、あとそのほかに病気とか家庭の都合で、現在は求職活動はできないという方が50名おられます。したがって、残りの36名の方が現在は求職活動を行っているというところがございます。

ただ、市内の事業所といたしますと、やっぱり障害の程度にもよるんですけども、製造業だとか、あと一部によってはそこの事務的なこともできますし、ほとんど障害者の雇用について、特殊なところ、専門的な特殊なところを除いて、ほとんどが就労が可能かと考えております。

次に、国の障害者の雇用に対する制度でございますが、国には障害者など、特に就職が困難な方をハローワークの紹介により雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金というのが支給されることになっております。これで、まず障害者で申し上げますと、常用労働者として重度ですね、身体の場合でしたら手帳の1、2級程度、あと知的障害者の場合には療育手帳Aという程度、また精神障害者を雇用した場合については、6カ月ごとに60万円が支給されまして、その期間も2年ということによって240万円が支給されるということでございます。また、重度以外の方を雇用した場合ですが、6カ月ごとに45万円が支給されまして、その期間は1年半ということになっておりまして、合計で135万円が支給されます。また、短時間労働者ですね、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働ですが、この方の障害者を雇用した場合については、等級に関係ないんですが、等級というんですか、重度だとかそういうのに関係なく6カ月ごとに30万円支給されて、その期間が1年半で合計90万円ということでございます。

そこで、この実績なんですが、この申請窓口というのはハローワークになっておりまして、

ハローワークに問い合わせたところ、過去3年間の実績ということで聞いてございます。これについては、土別市の事業所ということで限定して聞いておりますので、その数字で申し上げますと、平成19年については1人もいなかったということでございます。ただ、20年、21年については、それぞれ1名の方が対象になっておりまして、いずれも重度障害者以外の方が常用雇用ということで雇用されたということに対して助成しているということでございます。

以上でございます。

市の制度でございますね。市の制度につきましては、本市の中小企業振興条例において、これまで健常者とか障害者に関係なく、企業が新たに市内に住所を有する方を常用労働者として雇用したことによって、企業全体の労働者数が拡大した場合に、拡大した1人当たり30万円を1年間の継続雇用に助成しているというところでございますが、本年、この中小企業の改正を予定しておりまして、4月からはこの常用労働者というのを障害者という形で雇用した場合、条件については、これまでの企業全体の雇用労働者数の拡大ということがありますが、これについて30万円ですが、これに加えまして2年間の継続雇用後に、更に30万円を助成するというところでございます。

更に、障害者を短時間というんですか、先ほど言ったように20時間以上30時間未満の短時間労働者として雇用したことによって、企業全体の今度は障害者数が拡大した場合については、1人当たり20万円を1年間の継続雇用に助成したいという制度でございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 若者がやっぱり仕事がなく、ふるさとを去っていかなければならないということがあって、全国的にも自治体の中で若者の雇用、健常者ですよ、これらに対しても助成をするという自治体なんかもあらわれてきているんですよ。そういうことなんかも今後検討課題としてはあるんじゃないかと思うんだけど、この点なんかはいかが考えるでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

ただいま斉藤委員さんのほうから若者に対する助成のこと、地元で雇用されるということの部分だと思いますけれども、これまで本市といたしましても、新規学卒者の地元の就職希望ですとか、ハローワークを通して一般の労働者についても求人というか、求職者に対して求人しているわけです。それで、まちづくり全体を考えますと、この地域に若者が大勢いるということは、やはり活気という面あるいは将来まちづくりを担っていただくという面につきまして、大変重要なことでありますけれども、一つのキーポイントになるのかなと思います。

それで、今、他の自治体でも助成の例が出てくるということもございました。改めて調査して参考にしたいと思っておりますし、従来の地元雇用策を更にそういったことを頭に入れて、地元の雇用を拡大する方向で施策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） ハイヤー助成について、各地区別のハイヤー助成を行っている人数、朝日でありますとか、上土別だとか、多寄だとか、そういうところの人数と、今回は市長の施策で24枚から48枚に拡大するんだという、そういうことが出されたんだけど、大体使っている人数、全体の人数、それから全部使われているのかということなんかをお聞きしたいのと、それから朝日地区なんかは、結局ハイヤーでこっちまで出てくるなんていうわけにいかないわけですね。ハイヤー券というのは基本料金だけを補助して、基本料金を出た部分というのは乗った本人が払うということになると思うんだけど、ここら辺なんかは、朝日の中での利用なんかは単純に町の中だけ、土別ハイヤーはそこまで空で走っていくんだけど、利用者にはハイヤーもすぐ来て対応してもらっているのかどうか、どんな利用を朝日ではされているのか、この点もあわせてお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 前田福祉課主幹。

福祉課主幹（前田和広君） お答えいたします。

福祉ハイヤー料金の助成の対象者数ですが、1月末現在での身障者手帳1、2級及び療育手帳のAを持って該当になる方が314名いらっしゃいます。その内訳ですが、土別が301名、朝日の方が13名となっております。交付者数ですが、合計71名の方に交付しております。内訳ですが、朝日の方が8名、土別市内の方が63名となっております。福祉ハイヤーの拡大を21年度までは24枚ということで助成しておりましたが、22年度におきましては48枚に拡大する方向となっております。この内容ですが、下肢、体幹、視覚、呼吸器の障害を持った方で1級に該当する方という形になっております。

朝日市内でハイヤーを呼んだ場合の料金につきましては、土別から呼んで朝日の市内だけで利用した場合に於いてはその料金の、土別から朝日への回送料金というんですか、そういった料金の負担はありません。会社が負担する形になっております。ですから、実際に朝日市内で乗車した区間だけの料金となっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 対象者が314名いると、それで交付しているのは71人だと、これはどういうことなんですか。

委員長（遠山昭二君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 対象者の方に比べて利用者が少ないという理由ですが、家族の方が自家用車等で送迎しているということで利用しないという方や、あるいは長期入院あるいは施設入所されており、その利用頻度が少ないということで、利用率が少ない状況にあると考えております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは、そういう制度、今度は24枚から48枚になるよということも含めて、

対象者はやっぱりせっかくの施策なわけだから、対象者にそういうことを周知徹底するようにぜひ進めていただきたいと思うんだけど、いかがですか。

委員長（遠山昭二君） 前田主幹。

福祉課主幹（前田和広君） 周知の方法につきましては、まず手帳を交付する段階で、各種いろいろなサービスがあるわけですけれども、その手引きをお渡ししてお知らせしております。また、今回の拡大につきましては、広報しべつでお知らせする予定となっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君） すみません。先ほど次長のほうで若者の助成の関係でちょっとあやふやな答弁をしておりましたが、今、現状市のほうでは、中小企業振興条例の中で雇用奨励事業ということで、ぜひ社会的責任も含めて雇用を広げてくださいということで、そちらの事業を重点的にやっております。現状の中で、若者に限ってだとかあるいは地元に限って、それに対してすぐ奨励金を出すというのは難しいというふうに考えております。ただ、先進事例あるそうでありますから、ぜひ研究課題にさせていただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 終わります。

委員長（遠山昭二君） これにて総括質問を終結いたします。

昼食を含めて午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午後 0 時 0 1 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行します。

これより各会計予算及び関連議案の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。初めに関連議案を審査し、一般会計については、第 1 条歳入歳出予算のうち歳出を款ごとに審査し、歳入については一括して審査いたします。

次に、第 2 条から第 4 条までを一括して審査し、その他の会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議案第 17 号 土別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について審査願います。御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 土別市民文化センター条例の一部を改正する条例について審査願います。御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 土別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号 土別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 土別市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について審査願
います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号 土別市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について審査願
います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 土別市成人病健診センター条例の一部を改正する条例について審査願
います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 土別市中小企業振興条例の一部を改正する条例について審査願
います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号 土別市普通河川管理条例の一部を改正する条例について審査願います。
御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ご
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号 土別市都市公園条例の一部を改正する条例について審査願います。
御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ご
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第28号 土別市営住宅条例の一部を改正する条例について審査願います。
御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ご
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号 土別市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について審査
願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ご
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号 土別市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第31号 土別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号 土別市水道委員会条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第34号 土別市行政組織条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号 平成22年度土別市一般会計予算の審査に入ります。

第1条歳入歳出予算について審査願います。

初めに、歳出から審査をいたします。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 総務費で2点ほど、この機会にお伺いします。

1つ目は、人材育成と交流推進事業費ということで、一昨年に続き新年度も513万円の予算が計上されております。このことで昨年度の実績と今年度の予定内容は大きく変わっているかどうか、金額が一緒ですのでほとんど同じだとは思いますが、この機会にお知らせください。

委員長(遠山昭二君) 中峰企画振興室主幹。

企画振興室主幹(中峰寿彰君) お答えいたします。

人材育成交流事業の予算についてでございますけれども、今年が513万円、昨年が518万円ということになっておりまして、交流事業補助金がそのうち350万円、そして人材育成事業補助金として150万円、残り18万円、本年度の予算で申し上げますと13万円になっておりますけれども、この部分につきましては、人材育成交流事業委員会、この委員会回数、開催回数を1回減らして3回というふうに予算を計上したところでございます。

委員長(遠山昭二君) 菅原委員。

委員(菅原清一郎君) 資料から見ますと、今年度の新年度の事業費ということで、昨年から合併以来4カ年にわたって三好町との少年野球交流事業、大きな事業の一つであります。この事業の合併後この4年間の内訳をお知らせいただきたいのと、その補助額に対して市の補助額が100万円を頭打ちとして補助をしているんですが、非常に最近これに参加する選手、それから監督、コーチ、そういう含めて人数が多くなっているということでありまして、その辺の内容をお知らせください。

委員長（遠山昭二君） 中峰主幹。

企画振興室主幹（中峰寿彰君） 私から、この間の実績についてまず御説明させていただきたい
と思います。平成17年度でございますが、この年から交流事業、野球がまず216万円の事業費
に対して市の補助として100万円、そして18年度が179万円の総事業費に対して同額市の補助と
して100万円、19年度は231万円でございますして市の補助が100万円、20年度が290万円に対して
100万円、21年度が242万円、今年度ですけれども、この242万円に対して100万円というよう
なことでありまして、総じて18年度170万円ということでございましたが、200万円を超える額と、
昨年におきましては行く子供さんの数が41名と非常に多い数のお子さんが参加をされたとい
うことでありまして、非常に大きな額となっているところであります。

なお、この事業につきましては、土別市軟式野球連盟が申請者となり3泊4日の行程で行っ
ている事業でございます。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 交流事業でそれぞれ三好町と少年野球を通じて交流が盛んになってきて
いるということで、毎年人数が増えてきているんだということであります。今、中峰主幹のほ
うから子供さん41人ということですが、これは全体で41人ということで子供さんが33名、大人
が8名という去年の実績であるようでありますが、その補助事業が毎年多くなってきているん
だと、市の基準でいきますと、子供さんは4分の3をめどとして補助金の範囲内で補助するん
だと、更には監督、コーチ、大人の人を含めて、大人の人が2分の1の補助の基準であります。
しかしながら、市の予算が100万円ということで大分苦労されているということであるんであ
りますが、今後において、この交流事業をこれからも続けていくんだと、そしてまた少年野球
を通じて心身の健全育成にもつながりますし、成長した段階ですとこれがつながっているよ
うだということで、非常に成果がある事業だというふうに向ってあるわけであります。ぜひこ
の機会に補助額の見直しを、増額をしてでももう少し個人負担が軽減されるような方向に持っ
ていけないのか、この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（遠山昭二君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

今、補助額の上限の関係でございます。この土別市人材育成・交流事業実施規程の中で子供
さんについては補助額4分の3、大人については2分の1ということ定めてございます。この
中で一つの条項の中に、1事業に対する補助金の交付は100万円を限度とするという1項目が
ございまして、今、菅原委員がお話しのとおり、事業としては昨年で、特に一昨年で申し上げ
ますと、290万円の事業に対して補助金の上限が100万円ということで、申請団体側は190万円
の負担となっているところでございます。合併後5年を迎えまして、特に子供さんについては
野球少年団については各小学校にございます。そこで、どの学校は行かないという部分にはな
らないと思っておりますので、こういった取り扱い、みよし市との交流が広がることは意義がある
と思っております。ただ、この上限の100万円を取り払うと、際限なく交付しなければならないという

こともございますので、このことに関しましては人材育成交流事業推進委員会、附属機関がございまして、こちらのほうで改めて御意見を聞いてまいりたいと思っています。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） みよし市とは少年のサッカーもあるようではありますが、ぜひこの事業を少し見直ししながら、参加者の負担軽減になるようなこれからの補助額の検討をしていただきたいと思います。

次に、移住促進事業費の関係でお伺いします。

このことについては、さきの総括質問の中でも若干出ていらっしゃいましたが、今年度の事業費が昨年の2倍以上の85万3,000円ということになります。昨年度はそれぞれ東京のほうに向いてリーフレットとか土別市の宣伝効果が出るような形で、東京ビッグサイトで行われた土別市のブースの中で来訪者に対してパンフレットやリーフレットを配布したんだとございます。その成果が早速出たのか、過日の朝日地区の短期移住体験住宅の使用、利用状況が非常に最近埋まっているんだということがございます。昨年については、延べで217の方が本市においていただいて移住体験をされたということで、非常に喜ばしいことであるし、今後にもまたいろいろな形でこれが地域振興にもつながっていくのではないかとということで喜ばしい事業であります。

それで、市長が先般お話しされた中で、やはり受け入れる施設が今のところ朝日地区に2棟しかないということがございます。これから今後どういう形でこの移住申し込み者に対して市はどんな形でこれからその受け入れ態勢を整えていくのか、施設整備も含めてその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

移住受け入れの関係につきましては、さきの一般質問の谷口議員の一般質問に市長のほうからお答えしたところであります。答弁の中では、本格的な完全移住を希望するよりも、数週間から一月程度の短期滞在を希望する方が多数いらっしゃると。こうした中で、朝日地区には移住の受け入れ施設はありますけれども、朝日地区だけでは需要に対応しきれないため、土別市街地区や農村地区においても未利用となっている教職員住宅の活用を検討するなど、その対策に努めるということをして市長のほうから答弁していただいたところであります。

それで、それ以外についても、例えば合宿期以外でもスポーツ研修所については、研修を主な目的とする方々については受け入れは可能となっております。あと、ある一面、農業都市という観点からグリーンツーリズムの推進といったことで、昨年、南町のほうで1カ所、ファームインが開設しております。新年度予算におきましても、農業振興課のほうで農家民宿設立助成事業という事業を立ち上げまして、農家のファームインを推進するという施策に取り組むようでございます。こういったことを含めまして、農家民宿含めて土別市全体でこういった受け

皿をつくっていく必要があると思っております。そこで、商工会議所、商工会、農協、土別・朝日の両観光協会を含めた、ようこそ土別プロジェクトがございます。こういった中にも、こういったファームインの方々も入っていただいて、市からのいろいろな情報を提供する中で、受け入れ態勢づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ですから、今年の予算は倍額となってももの、ソフト事業ということで宣伝効果をもっと広めようという予算の措置であるように思うわけですが、何せその宣伝はしたはいい、施設整備がないということで、受け入れ態勢が非常にまだおくらしているということで、この部分、随分急いで施設整備もしていただかなければいけないのかなというふうに思うわけあります。

本市の中には合宿を使って、そういう研修センターやら、つくもはそういう施設には当てはまらないんでしょうけれども、そういう施設の利活用もこれから考えていかなければいけないのかなというふうに思うわけあります。

朝日地区の2棟についての申し込み状況と、空き状況と申しますか、その辺のことを1点と、こういう短期あるいは長期にわたっての移住はこれからどんどん盛んになると、時代のニーズであろうと思いますが、隣の下川町なんかは、森林対策のエコの観点からの木造の住宅が10棟建てられまして、大変な入り込みのようではありますが、今後、市の中ではこういう取り組みはできていくのか、あるいは、今、室長のほうからお話あったように、既存の施設を改修してでもそういう施設整備をしてやっていくのか、その辺の考え方だけお聞かせいただけますか。

委員長（遠山昭二君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） それでは、私のほうから朝日地区にあります短期移住体験施設についての申し込み状況についてお知らせをさせていただきたいと思っております。

朝日地区には短期移住の受け入れ施設として2棟の建物がございます。1棟につきましては一般住宅形式になってございます。もう一棟につきましては、旧企業局の寮として使われていた施設ですので、部屋数も多く、多少大人数でもお泊りいただけるような、お使いいただけるような施設となっております。その一般的な住宅の方なんですけど、こちらのほうにつきましては、5月末～9月30日まで、9月いっぱいですね、3組の方の御利用の御予約を今受けているところでございます。それから合宿所、大きいほうにつきましては、5月～6月にかけて1組、それから7月～8月につきましては、合宿の受け入れ施設として利用される可能性が高いものですから、そういった形で合宿対応ということでキープをしている状態でございます。それ以降10月以降につきましても、10月6日～18日にかけて1組、また入っているという状態になっております。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常に申し込み件数が多いということでもありますし、昨年度来ていただいた中国ジャンプチームも、4月なりにはいろいろ時期的なものが判明してこようと思いません。私が聞くところによりますと、20人ぐらいの規模で来たいんだと、そういう場合は、女子チームも来たい、あるいはジュニアチームも連れてきたいとなると、恐らく2棟が必要になってくるということもあります。また、韓国チームからもそういう要請が実はあるわけでありまして、ぜひそれは合宿という形であるもんですから、研修センターの利用もここは含めて、この建物を最大限活用をしていただきたいと思います。ぜひこのことについては、そういうことでお願いします。

委員長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

この移住の関係で交流の部分で、例えばいろいろな文化的なものやら経済効果やら、そういう効果を期待できる施策ではないかというふうに思っています。それで、受け入れ態勢の整備ということになりますけれども、当面、22年度においては現存施設の改修等々で、まずこれに対応してまいりたいというふうに思っています。また、状況を見ながら、今後の大きな課題の一つとしてそういった下川町の事例等々については、プロジェクトの中での検討も含めて対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私の総括の中でもお話ししてきましたが、この地域はやはり森林の対策をこれからどんどんとっていかなければいけない。そして、また、国もそういう施策と打ち出しているわけありますから、ぜひそういう制度も最大限活用していただき、施設整備のほうも検討していただければと思います。

以上です。

委員長（遠山昭二君） そのほか総務について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 朝日の特例区やつで若干お尋ねをしておきたいと思えます。

昨年も取り上げましたけれども、サンライズホールの自主企画事業がまるきり直営で行われていると同じではないかという質問をして、やはりもっと広く人材も入っていただいて、自主的な運営を含めてもやっていきたいという答弁もされたかに思ったんですけども、この1年間でどういうふうになって、今年の体制、どういうふうにつくられて、それはこれまでとはどういう違った運営をしていかれるのか、その点をお聞きしておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 漢地域教育課主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） お答えをいたします。

昨年その旨の御指摘がございまして、この1年間かかってしまいましたが、いかなる体制が一番市民の皆さんと行政とでサンライズホールという建物の事業を展開するにふさわしく、将来につながっていくかということで検討させていただきました。

道内各地あと全国でも有名なその事業の盛んなホール等の現状もお聞きしながら、本市においての一つのパターンといいますか、枠組みとしていかなものが考えられて、それが有効に働くにはいかな方法があるかということで検討してまいりました。現在、平成21年度中ではございますが、22年度の4月上旬には現在のサンライズホール自主企画委員会という任意組織の総会時期を迎えます。その総会でもって新体制へ移りたいというふうに考えております。

現状考えておまして、予定している方向性といいますか、状況について御説明申し上げますと、まず現状ですと職員がほとんどという任意団体になっているわけですが、舞台芸術等に大変興味をお持ちの市民の方ですとか、日常的にサンライズホールを活用して下さっているそういう市民の方、市民会員というふうに1つくりをつくりたいと思うんですが、市民の会員の方、それにあと利用者としていろいろな形でかかわってくれている市民もしくは周辺の地域の利用者の方、利用者会員と申し上げますか、それに私ども現在でいう地域教育課の文化担当セクションの職員、職員会員、場合によりましては舞台芸術に造詣の深い有識者、オブザーバーとしてお願いするような形で御意見をいただくというような形を踏まえた4種類の会員の方でまず組織をしたいと。総会の時点で規約の改正を前提にいたしまして、代表者の方、現状はサンライズホールの館長が充て職でという規則になっておりますが、この辺をまず市民の会員の中から互選ないしは何らかの方法で代表の方に出していただいて、事務局の作業につきましては、これは職員のほうで担当セクションでまずひとつ担ってまいりたいと。その市民会員、会員の中、現在加入を承諾していただいているというか、お誘いして好感触を得ている方々が大体15人プラスアルファというふうに考えております。その方々の中、15人とか20人という人数になって全員で話し合う形にするのか、それともその中から5人ぐらいが企画委員みたいな形で選出していただいて、職員のほうから一緒に話をしながら事業の骨格を決めて全体に諮って事業を進めていくというような、その辺の方法もとりながら事業を展開していきたいというふうにまず考えております。

ただ、現状の中で大きく分けまして、観賞型の事業と学校なんかへ行ったり自分たちで芝居をつくったりという参加型の事業がございます。平日の昼間というのに当たるのも多うございまして、必ずしも全部が全部強制的にぜひ出てくださいということにはなりにくいというふうには思いますけれども、現状、当然職員も頑張っておりますので、その辺をベースにしながら市民の会員の方々も参加して、より舞台芸術を御理解、楽しんでいただきながら市民にまた還元できると、そういう活動ができる体制へと転換したいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ぜひ今までよりもより発展したと、そういうふうに言われるような運営、ぜひ心がけて頑張ってくださいと思います。

それから、もう一つは、総括でも取り上げましたけれども、山村研修センターの管理運営事業で2,790万円、2,800万円余りの山村管理運営事業がありますけれども、20年度の決算で見ますと1,778万円の赤字だったから、これを補てんしたと思うんだけど、この1,000万円ぐら

い違うのは一体どういうことなんでしょうか、20年度と比べて。

委員長（遠山昭二君） 長南地域教育課主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えいたします。

昨年度より予算現額の中身につきましては、実は賄い材料費の中で宿泊者数それから食事代を含めてそれぞれ8,000人、7,500人というような見積もりをしておりましたが、実際に近い7,500人あるいは7,000人といったような計算方法にいたしましたので1,000万円ほど、それから従来高熱水費についても若干下がっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ちょっと私理解できないのは、そうすると20年度から見たら1,000万円の新たな繰り出しをするということになっているわけでしょう。交流施設の関連施設収支の推計というやつをいただいていますよね、資料4で、以前。これには朝日山村研修センターの収支の差し引きは1,778万5,000円、こういうふうになっているわけですね。ところが、今度の22年度の予算では2,790万円、これを管理運営事業というふうにして予算が組まれているわけでしょう。だから1,000万円増えたというのは何なんだということ。

委員長（遠山昭二君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） お答えいたします。

その部分につきましては、研修センターの臨時職員の人件費を一般会計のほうに計上しておりますので、その分が増えてございます。

委員（斉藤 昇君） 言っている意味わかりますか。わかりますか、僕の言っている意味、これとの関係。

委員長（遠山昭二君） 加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 私のほうから御説明させていただきます。

地域交流施設の建設に当たって推計で出ささせていただきました山村研修センターの経費につきましては、合併特例区で見えております維持管理経費と、それから調理員あるいは賄いの関係の臨時賃金、嘱託員報酬、それから職員の給与費を含めておりますので、地域交流施設で出されております数値のほうが大きくなってございます。

委員長（遠山昭二君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君） わかりづらい部分があると思うんですけども、現状は山村研修センターの管理につきましては、今年の3月まで1人職員が住み込みで働いております。その方が退職になる関係で、22年度につきましては、現状の職員が山村研修センターのほうに移りまして対応する形になりますけれども、実際に新しい交流施設ができたときの経費の推計につきましては、現在、指定管理者という形の中で考えておりますので、そういった職員、現状は職員給与費から出ている部分が新たに指定管理者という形になると、そういった部分の人件費が新たに発生するというような形の中で、推計の中ではそういった人件費の部分が加算になっている

ということで増えている形になっております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 指定管理者なんか来年でしょう。今年度の予算を今審議しているわけですよ。だから、皆さん方が出された資料、朝日山村研修センターの資料がありますでしょう。これではさっきから言っている1,778万5,000円ですよ、赤字が。ところが、管理運営費に持ち出すのは2,790万円でしょう、今度の予算では。なぜ1,000万円の差があるんだと、そして人件費が入っているとか入っていないとかって、職員費は職員費で別で見ているって言わなかったですか。どうなっているんだか、全然かみ合っていないね。

委員長（遠山昭二君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時10分休憩）

（午後 2時25分再開）

委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行します。

加藤主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） 大変申しわけございません。説明不足で申しわけございません。平成20年度の決算と今年度の山村研修センターの予算に関して、改めて御説明させていただきます。

委員各位の皆様方に朝日地域交流施設の関連収支推計という形で、平成20年の決算の山村研修センターの決算の数字を資料として御提供させていただいていたところではありますが、その内容につきまして若干御説明をさせていただきます。

収入につきましては2,400万円ほど、支出につきましては4,190万円、収支差し引きが1,778万5,000円というようなことで御説明をさせていただいております。その支出の中身、4,190万円ほどの内訳につきましては、合併特例区のほうで支出しております山村研修センターの維持管理経費、それから市の一般会計で持っております臨時職員の賃金、それから職員費を合わせたものが4,190万円ほどになっておりまして、市のほうで見えております人件費給与費というのがそのうち1,500万円ほど含まれているという内容で、実質的には山村研修センター合併特例区に係りません維持管理経費につきましては、決算上2,600万円ほどということになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（遠山昭二君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 最初にすみません。民生費で2点、また御質問させていただきます。

1つ目は、交通安全対策費の高齢者実地運転講習費用への補助金体制ができないかという質問であります。実はこの予算については、土別地区交通安全連合会補助金に12万円の予算をしているのがそうなのか、内容がはっきりしていませんので、交通安全対策費の高齢者対策に係る内容について先に説明を受けてから、内容に入っていかせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。どういうものがあるか。

委員長（遠山昭二君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

土別市における高齢者の交通安全対策についてですが、土別市交通安全運動推進委員会が中心となりまして土別市自治会連合会と連携を図りながら、交通安全の啓蒙啓発を実施するとともに、市内各老人クラブや九十九大学への出前講座の実施や夜光反射材などの資材の提供、更に冬道安全運転実技講習ということで、市とそれから土別市交通安全運動推進委員会が株式会社道北自動車学校との共催事業として毎年12月に実施し、その参加費用は無料となっております。参加実績であります、平成20年31名、それから平成21年においても同数の31名というふうになっております。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） この事業、冬道対策ということで高齢者の皆さんに参加費は無料だということですが、22年度の予算が5万3,000円ということですが。果たしてこういう金額で多くの高齢者の方が冬道運転に申し込みしたらどうなるのかなということで、実は道北自動車学校のほうとも打ち合わせをした経緯がございます。また、高齢者に関しては、それから法定で定めている講習が実は運転免許証高齢者更新時講習というのがございます。それから昨年、今、主幹のほうからお話あった自動車学校と土別警察署が窓口となって、実は高齢者の運転をチェックしないかということで、高齢者講習、安全講習の案内をさせていただき、これの料金が1人実は2時間の4月～10月までなんですけれども、毎週木曜日ということで講習時間が2時間やって、高齢者の方の負担金が2,000円ということで相なっております。これの申し込み、去年のこちらのほうの実績からいくと冬道は30人程度だということですが、やはり無料にもかかわらず来ていない。冬の運転が熟練された皆さんではあります、ぜひ70歳以上のこういう運転技能のチェックという形で2,000円で開催するんだということになります。

実は私の質問は、この費用の一部負担が市のほうででき得ないかということになります。高齢者の皆さんの事故は非常に多いと、昨年度は土別署管内では昭和29年以来、土別警察署ができてから初めて交通事故死ゼロという偉業をなし得た年でもありました。今年から更に、今年も継続してゼロにつながるようにということで、市の職員も一丸となって、あるいはまた地域の交通安全に関する支援団体も、今、皆さんその意を強くして実はこれから何かしていこうと、こういうことあります。ぜひ市のほうもこういう事業に対していささかでも御支援いただけ

ないか、この機会にお聞きしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） ただいまの菅原委員のほうから高齢者交通安全講習についての講習費用の一部助成等の御提案だったと思います。土別市、和寒町、剣淵町の各交通安全協会が加盟しております土別地区交通安全連合会等がありまして、この連合会につきましては、広域の交通活動を通じて交通道德の高揚ですとか交通防止のための補助金として市のほうでも交付をしております。確かにいろいろな交通施策については、こういった広域の中で取り組むことが効果的というふうに私も認識しておりますし、実際連合会での高齢者対策事業の一つとして取り組むことや、同じく広域で組織している安全運転管理者協会ですとか、安全運転管理者事業主会、こういった中での地域貢献活動として支援することの可能性ですとか、もし支援するんであれば一過性の支援でなく、継続的にこういった高齢者に対して支援できるのか、そういう可能性も含めまして、各交通関係団体とも今後検討協議していまいりたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ市の取り組みが予算上でできなければ、そういう支援団体にも呼びかけしながら、全域でもってぜひ高齢者を交通事故から守るように、本来であれば子供を守るという言葉がずっとあったわけですが、やはり高齢者の事故が一番危険な状況にもあるということで、ぜひそういう認知度のチェックをする機関だと思いますから、市のほうでも今後、そういう形で検討していただければいいし、市内の民間団体あるいは剣淵町、和寒町も含めた中で交通安全団体が手をつないで支援していくほうもまた、今おっしゃったように取り計らってほしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次のもう一点、桜丘荘の入所者数云々ということで、施設全般の収支と今後の設備計画と予算規模はということで一応質問させていただくわけですが、その前に、市内に現在あるこういう介護施設、要支援施設ということで整理してみたいと思います。

実は桜丘荘は、桜丘荘、これは要支援の施設であります。それからコスモス苑が特養でございます。それで朝日地区には社団法人であります美土里ハイツが、これも特養の施設として昨年度20床増床になって50名の施設になりました。それからコスモス苑は、50名から今改修して70名にしようとしています。桜丘荘は100名ということであります。入所率を見ますとほぼ満床に近い状態でございます。しかし、その収支のバランスシート上、非常に毎年市の負担が大きくなってきている状況にあります。桜丘荘については、収入が1億7,200万円、支出が2億500万円、赤字と申しますか3,313万円になってございます。それが市の持ち出しでございます。個人負担はもちろんあるわけでありまして、2,930万円の負担をいただいております。桜丘荘については職員が28人ということで、正規の職員、臨時職合わせて28人になってございます。人件費に占める割合が1億2,500万円ということで、支出対比しますと61.08%の人件費の比率であります。ここにはやはり要介護の要支援の施設であります。要介護の方が20名、1～4

まで介護度ですね。20名入ってございます。そして要支援の人が6名と、そのほか自立できている方が74名ということで、ほとんどの方が自立している施設でありますから、そういう形になってございます。しかしながら、持ち出しがそのように多いんだということでございます。

一方、コスモス苑におかれましては同じような状況が出ておりまして、歳入が2億9,300万円、歳出が3億1,600万円、赤字分が2,358万円ということで、これもやはり毎年このような形で出てございます。こちらのほうの職員数は実は58名いらっしゃいまして、常勤換算しますと51名の職員でありまして、職員に対する人件費が2億3,000万円ということで、こちらの比率は対支出費にしますと72.87%ということで、非常に人件費の比率が多くなっております。

一方、最後に美土里ハイツであります。社会福祉法人でありますから、実は収入それから支出を差っ引きますと920万円の実赤字ということでございます。しかしながら、あそこはいろいろなショートステイ含めてほかの施設との形で社会福祉法人で経営しているがために、実は黒字になってございます。

民間の施設と法人の施設と市の施設、一概にやはり市の社会福祉の施設でありますから、一概には言えませんが、このような形で入っている状況の中でいろいろ分析してみますと、やはりこういう介護施設あるいは支援施設の事業支出費に対する人件費の割合というのは65%をオーバーしてはいかんと、一つの目安があるわけでありまして、できるだけ60%に近づけなさいという、そういう方向性を持った中でやっていらっしゃいますが、桜丘荘については職員数が少ないということで61%でおさまっています。しかし、一方、コスモス苑ではこの比率が72.87%ということで、いわば危険水域を超えているんだよということで、注意していかなければいけないということが如実にあらわれている数字でございます。美土里ハイツのほうも72%台ということでありますが、それぞれの入居者の負担もそんなに大きくは変わらないんですけれども、月々それぞれ入居者の方からも入居費をいただいている中で運営しているわけでありまして。

そこで、この機会にそういう桜丘荘、コスモス苑、市営のそういう要支援の施設あるいは特養の施設、過去に社会福祉法人に衣がえするような、そういう議論というのはあったものなんでしょうか、この機会にお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 現在といいますか、この桜丘荘についての社会福祉法人へということでもありますけれども、これまでは具体的に社会福祉法人とか指定管理者制度への移行というようなことについて、具体的なそういう協議をしたという、あるいはそういう状況はないところであります。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） そういう検討したことがないということではありますが、この地域の福祉の向上のために、こういう施設がこれまで歴史的にでき上がってきているんだろうと思います。

やっぱり入居されている中で、介護度4、5の人がコスモス苑では40名いらっしゃるということで、4、5となると、自分では何もできないような状況の人でありますから、当然のように職員数が大変多くなって来るんだと、今年も70名に今度増床された中でこれが運営されていこうとしております。私は、こういう施設ですから、一概に金額のことはあってはいけないとは思いますが、やはりこれも市の財政上、大変厳しくなる。あるいは、また、そういう観点からいきますと、赤字減らしに少しでもそういう施策というか、いろいろな段階を踏まえていかなければいけないんじゃないかと思うわけです。介護度5の人でもってコスモス苑の場合は、約5万1,180円個人負担があるわけでありまして、朝日の美土里ハイツのほうは6万3,145円と、別に朝日のほうに高いほうに単純に上げるということじゃなくて、こういう格差を少しずつ解消しながら、それから、また経費の削減をしながら運営していくのが望ましいんじゃないのかなというふうに思うわけでありまして。ぜひ人件費に対するウエートが非常に高い施設でありますので、今後そういうふうな目指すべき考え方、担当の所長からお伺いしたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 杉沢桜丘荘所長。

桜丘荘所長（杉沢悦男君） お答えいたします。

今、収支の関係で、平成22年度の収支の関係で3,300万円ほどの赤字ということになってございます。これまでもいろいろ職員と議論をしながら、経費節減に何とかできないかということとでいろいろ入所者に影響を与えないように、それを基礎として経費節減をできるところがないかということとで論議した結果、いろいろ例えば照明、事務所等の照明の消灯をすとか、あるいは調理等の節水あるいはミスコピーの再利用だとか、そういったものを経費節減に努めてまいっていましたけれども、更にまた今後とも、何かまだそういった節減できるところがないかということとを検討しながら努力してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。

私自身もこれからこういう介護の施設をつくろうとする一人でありまして、いろいろなことを公共の施設の運営を見るときに、本当に民間でできるのかしらという不安で今いっぱいであるもんですから、こういう収支のことに対して今回特に取り上げさせていただいた次第であります。やはり民間のほうは、そういう形でこれだけ赤字出てしまうと、もう1年でパンクしてしまいます。ですから、しかしながら、サービスの提供についてはやはり格差ないように、人間の尊厳を守った中で介護していかなければいけないということが一つの大きな柱になってこようと思います。ぜひこれから民間の施設との大きな格差が出ないような方向で、しかしながら、負担金を上げると大変なまた住民の負担にもつながるということで、痛しかゆしのところもあります。ぜひそういう道も模索しながら健全な経営ができるように、経営と申したらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう形に持っていければなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） そのほか。小池委員。

委員（小池浩美君） 高齢者福祉と児童福祉にかかわってお聞きしたいと思います。

初めに、高齢者福祉のほうですけれども、3月13日に札幌市北区で認知症グループホームみらいとんでんというところで火災があり、7人の高齢者が亡くなるという痛ましい事件がありました。それで新聞報道によりますと、土別消防署は、早速15日から市内の13の施設に対して検査に入るんだというような報道もありました。土別の施設がすべて防災の面で安全であることを期待しておりますが、そこで、まず初めに、その検査に入った13施設ということで、これらはすべてグループホームのような、そういう介護施設を対象にしているのか、それとも特養とか養護とかあらゆる施設を対象に検査に入り指導をされたのか、そこら辺のところをまずお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

消防では3月15日から3日間、市内13の福祉施設に特別査察に入っております。そのうち1カ所は、自立の高齢者支援施設、高齢者生活福祉センターであり、3カ所は障害者の更生施設で、残りの9カ所がグループホームなど介護保険施設であります。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、その具体的にどのような検査ポイントで行っているのか、そして施設に対してどのような指導をされているのか、そこら辺のところを具体的にお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） まず検査内容につきましてですが、自動火災報知器の設置、火災報知装置の関係、それからスプリンクラーの設置状況、消火器の設置状況、防火管理者の選任状況、それから避難誘導灯とカーテンの防災・防災やじゅうたんの防災など含めまして点検を行ってまいりました。

その次に、指導の内容といたしましては、職員に注意の喚起を促したと聞いております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでどうなんですか、その検査の結果、ここはこの施設は問題あるなどが、火災通報装置がちゃんとなっていないとか、そういうような問題があったのかどうかということと、それから特にこの火事が起こったグループホームはみんな認知症の方だったので、御本人では動けないと、逃げられないというような、そういうような状況の施設でしたけれども、スプリンクラーをつけていれば何とかなったのではないかというような話もありますので、土別の場合はスプリンクラーの設置状況はどうだったのかも含めて、その結果を教えてください。

い。

委員長（遠山昭二君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

結果につきましては、すべての施設について法に適合していると伺っております。更にスプリンクラーの設置状況についてであります。介護保険施設9施設のうちグループホームが1施設、有料老人ホームが2施設、合わせて3施設が未設置であったと聞いております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） じゃ、その未設置のこの3つの施設に対しては、どのような指導をなされたんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 指導といいますが、3施設とも介護保険の介護基盤緊急整備等特別対策事業費の補助金を活用いたしまして、平成23年度にスプリンクラーを設置するという計画を持っておりますので、そのことを話していただいたというふうに消防から伺っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、この23年度といったらまだ来年ですね、23年度。これ、すぐにつけるといふことにはならないもんなんですか。

委員長（遠山昭二君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） この消防法が変わりましたのは、平成21年4月1日からということで、それまでは1,000平方メートル以上の施設が設置義務がありました。それ以降、275平方メートル以上1,000平方メートル未満の施設が設置の対象となりましたことから、設置が急がれているところであります。平成24年3月31日まで経過措置がありますので、その経過措置に間に合うように整備をしようということで考えております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この火災に遭ったみらいとんでんもそうだったようです。スプリンクラーの設置という面で、計画は23年度というふうに持っていたらしいんですけども、こういうことになってしまったようですので、ぜひともこういうようなことは早目早目に安全対策をとっていただきたい。ただ、調査したこの13の施設の大概が問題はないというような状況だったので、大変それは安心できることだと思います。

次に、児童福祉のほうですけれども、認可保育所の保育料が4月1日から改定されるということで、それも私どもがずっと求めてきました保育料の引き下げ、これが実現するということで、若いお母さんたち、お父さんたちの負担が軽減されるということで、私は非常に喜んでおります。それで、その中身について教えていただきたいんですが、引き下げということになっ

たので、それはそれでいいんでないかというような声も聞こえますけれども、その引き下げの中身を教えていただきたい。現行の保育料設定は、基本となる階層区分が10に区分されてずっときていますが、今回はもっと細かく階層区分を分けたということで料金設定低く抑えることができたんだというふうに聞いておりますので、まず1つは、階層区分をどのような考え方に基づいて、そして幾つぐらいにどのように区分したのか、そこら辺をお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

考え方につきましては、現行の階層区分は委員のお話のように10区分なんですけど、特に中間層階層などで間差額が非常に若干大きいということで、所得状況によって保育料の増減が若干大幅になる場合が出てくるということで、保護者の負担感を和らげたいということでございます。そのために階層区分を更に細分化を図りたいということです。国は今8区分ですが、現行市は10区分にしておりますが、これを15階層に細分化をいたしまして、そのことによって保育料の増減の幅を、間差額ですが、緩やかにしたということでございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 15に分けたということですね。その新しい階層区分に基づいていくと、保育料金は現行と比べまして一体どれほどの値下げになるかということなんですけど、全部その階層全部一律同じ額での値下げになるのか、それともその値下げの金額はどんなふうに変化するのか、かいつまんで教えてください。

委員長（遠山昭二君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） 値下げの幅でございますけれども、全体的に申し上げまして最大の下げ幅は3,000円に抑えております。一方で、全体的に最低でも500円の、これは毎月ですが、月額ですが、月額最高で3,000円、最低でも500円減額になるというような形になっております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 500円～3,000円ということじゃないですね。その下げ幅は。

児童家庭課長（池田文紀君） 階層によって違いますけれども、一番下げ幅の大きいところが3,000円です。それから一番下げ幅の小さいところで500円ということになります。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 下げて、3,000円も下がってくると大変保育料助かると思いますが、でも全体的に国の基準は物すごく高いんですよね、これはね。非常に本市としては、これだけ下げてきたということの努力は認めたいと思います。

それで、もう一つだけお聞きしておきたいんですが、市の保育所条例によりますと、減免制度があると、保育料の減免制度があるということになっていきますし、また軽減制度もあるということになっていきますので、この内容とそれぞれの内容と利用状況、本当に有効にこの制度が

利用されているかどうかをお聞きしたいということと、この制度は案外知られていないんじゃないかなと思ったりもするんですが、どんなものでしょうか。十分保護者に周知されているのでしょうか、お聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今のお話のように、保育所条例の施行規則の第12条に費用の減免というのがございます。記載されております。2通りありまして、世帯の収入に著しい変動があって生活困窮となったときということと、災害により著しい被害を受けたときということでございますが、これについては前提条件がかなり大規模な自然災害というものを想定しております。したがって、大幅に所得が、財産なんか失われたというようなことを想定しておりますので、現在までのところ適用の実績はございません。

それから、軽減措置でございますが、これは例えば具体的に言いますと、母子家庭なんかで非課税でございますと保育料が全くかからないというような制度でございますが、これは21年4月時点での数字でございますが、母子世帯の保育料全額軽減というのが22世帯、それから一部軽減が6世帯、それから在宅の障害者がおられる世帯も軽減になりますが、その世帯で全部軽減されている世帯が2世帯、それから一部軽減が4世帯でトータル34世帯ですから、約20%の世帯が対象になっております。そのほか生活保護が一部ございます。

こういう制度の周知でございます。これらにつきましては、軽減につきましてはパンフレットの中にも、母子なんかの場合には制度が適用になるので御相談くださいというふうにしておりますが、先ほど申しました減免のほうにつきましては、非常に特殊なこともございますので、個別の相談の中で説明をさせていただいているということで、軽減もそうなんですけど、詳しくどうしても説明をしていかないと誤解があってもいけませんので、基本的には必ず入っていただくときに保育料の説明をいたしますので、そのときに詳しく説明をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） そのほか、民生費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 池田課長と主幹が出てきたから引き下がるわけにいかなくなったから、こども通園センターのぞみ園、22年度から指導員を1名増員して強化を図るといふふうになされておりますけれども、これは面倒を見る子供たちが相当増えてきているのかということですね。現状とそれから運営それから人数、どういふふうになっているんでしょうか、お知らせください。

委員長（遠山昭二君） 大西児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

こども通園センターでございますが、まず職員体制なんですけれども、正職員が2名ございまして、臨時職員が2名ということで合計4名の体制で仕事をしているということになってご

ざいます。

利用状況なんですけれども、過去4年間ほどの実績を申しますと、まず利用者の実人数でございまして、平成16年が85名、17年度が93名、18年度が増えまして104名となっております。次に19年度が若干下がりがりまして71名になってございまして、20年度で更に復活しまして93名の増となっているところでございまして、延べ人数にいたしますと、1,300回ほど年間来られているわけですが、それに対しまして4人の体制で子供たちの養育指導を行っているということでございます。

平成20年度では実数93名がいて、主に構音といひましようか、発声、言葉の発声が違った発声をする方でありまして、年齢相応の動作ができないといったような発達のおくれ等が大方を占めてございまして、65%そういった子供たちで占めているという状況であります。

それで、こういった子供たちへの対応として4人体制で行っているわけですが、平均いたしまして1日2人程度しか見られないというような現状がございまして、それはどうしてかと申しますと、いろいろな指導計画を立てるとか、あとはいろいろな機関と打ち合わせをするとか、ケース会議等をする、または研修などをするといったようなことで、非常にそういった事務的な部分で時間が費やされるということがございまして、実質、月にして13日程度しか子供を見ることができないというような状況がございまして。

そして近年、こういう子供たちが増えていると一般に言われているわけですが、特に親の理解といひましようか、こども通園センターに通っていない子供の中で、どの程度通ったらいいと思われる人がいるかということが問題になるかと思うんですが、これにつきましては、保育所とか保健センター、幼稚園等の聞き取りをいたしまして65名ほどいると。のぞみ園に通っていない子供で65名ほどいるというふう聞いております。

それと、のぞみ園の職員がそういった業務のほかに、保健センター等で健診を行うわけですが、そういったところに出向いていきまして、子供の様子を見るとき、または保護者の相談を受けるといったような仕事もしているわけですが、そういった回数も増やしていきたいということと、その受け入れ人数も月に1人3回は来れるような体制をとりたいというようなこともございまして。そして保育所とか、または広く剣淵町、和寒町まで足を運んでいきたいということがございまして、1名の増員になったという状況でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 随分人数が多いのと、本当に成長過程にある子供たちですから、本当に回復もされて元気に育ててほしいという、そういうことで1名の増員というのは非常に前向きな姿勢だと思っております。

それで、そういう子供たちは、指導によって随分改善されたり、学校に入るときにはもう大分治ったり、個人差があると思うんですが、そういう成果というのはどういうふうになっているのか、そこら辺はどんなふうにお考えでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西莊一君） お答えいたします。

なかなかこういった関係は、完治するというのは一般に難しいというふうに言われております。まず、実績で報告したいと思うんですが、まず17年度で申しますと、卒園者、退園者が38名いました。その中で、完治して退園された方が7名、そして普通に年齢が来て小学校に入学することに伴って退園された方が20名ほどいるんですけれども、その中でおおむね25%、20年度においても33名の退園者のうちで大体8人ほどいるということで、平均しまして25%の方が完治しているというふうなとり方をさせていただきます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） やはりこれからの土別や世の中をすくすくと育ててほしいという願いを込めて、一生懸命親も子ども力を発揮してやっていただきたいと思うんです。

それで、予算書を見せていただきますと、96ページに予算書のこども通園センターの費用なんだけれども、これはあれですよ、1,083万6,000円なんだけれども、一般財源は一切、これを見ると一般財源は全然ない。道の支出金が127万5,000円とその他が956万1,000円と、これは一般財源の持ち出しなんていうものはないものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西莊一君） お答えいたします。

こののぞみ園の管理運営事業費として予算計上しているわけですが、先ほども申しましたが、ここに上げられた分につきましては人件費の関係で、臨時職員の賃金等が入っております。しかしながら、正職員が2名いるということで、その分の経費がかかってございます。そういった部分で、これよりも上乘せした金額で経費はかかっているということになっております。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それはわかるさ。したけれども、一般財源は一切かからない。こんな事業はたくさんあるんだったら、大したいいもんだなと思うんだけれども、市の持ち出しですよ、これを見るとないでしょう。こちら辺はどういうふうになっているかということなんです。

委員長（遠山昭二君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） 私から説明をさせていただきます。

予算書につきましては、そういう面では書き方がなかなか難しいので、そういう書き方になっておりますが、実際には市の負担につきましては、22年度予算で申し上げますと約950~960万円の負担があります。今、主幹が申し上げましたのは、こども通園センターの予算については正職員分の経費がのってこないんですね。

収入としては、こども園、のぞみ園としての収入としては全部で2,000万円以上あるものですから、それを収入として入れますと、予算上ちょっと変な形になってしまいますので、実は

900万円というのは差し引きで出ております。

それで、通園センターの全体の実際の収支についてお話をいたしますが、通園センターについては、これは正職員の人件費も含めまして総体で2,200万円ほどかかっております。その収入、運営する収入でございますが、これは介護給付費ということで国保連合会を通じて入ることになっています。これはいわゆる使用料、利用料ありますね。利用料の1割は個人負担なんです。それから9割が国なり道なり市の負担になります。それをいきなり市がのぞみに払うんではなくて、1回国保連合会に市も1回払うんですね。そこからまた来るんですが、そのお金というのが1,200万円ほど入ります。そのほかに道の補助金として1,275万円入ります。そのほか.....

(発言する者あり)

ごめんなさい。127万5,000円です、失礼しました。それでこれで法定的な収入なんですが、それでは足りませんもんですから、のぞみ園については土別市と和寒町と剣淵町で運営しております。残りの足りない部分の経費につきましては、それぞれ運営負担金ということで負担しております。土別市については721万7,000円支出をしております。ですから、市の負担としましては、この運営負担金としての700万円強と、それから国保連合会を通じて支出する中の国保連合会に土別市は940万6,000円払っているんですけども、その部分のうちの4分の1が市の負担になります。非常に難しいんですが、その940万6,000円払っていますが、そのうちにも1回市に、国とか道とかお金が来ていますから、ですから差っ引きでいいますと差し引き950万円強が市の負担額になるということになっています。非常にわかりづらくて申しわけないんですけども。

委員長(遠山昭二君) ここで午後3時25分まで休憩します。

(午後 3時11分休憩)

(午後 3時34分再開)

委員長(遠山昭二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行します。

三好総務部次長。

総務部次長(三好信之君) 先ほどののぞみ園の予算の財源の関係について、財政のほうから御説明いたします。

うちの予算書のつくりが、事業とそれにかかわる職員費というのがそれぞれ分かれて計上されていることになっております。それで、先ほどお話しされていた1,083万6,000円の事業の部分が事業になります。人件費のほうで、職員費ですが、そちらの款のほうで1,140万9,000円の職員費が計上されています。それでトータルいたしますと、全体の事業ということで考えますと2,224万5,000円の総体事業費になります。これに道からの補助金が財源として127万5,000円、

そしてその他で出てきますが、介護給付費が1,080万8,000円、それと2町からの運営負担金それが174万円、あと利用者の皆さんからの負担金が約120万円ということになりまして、それを合わせますと1,374万9,000円が全体的なその他の特定財源ということになります。差し引きますと、一般財源としては722万1,000円市が持ち出しているというような状況になります。

それで、なぜのぞみ園のほうの予算書のほうで、こちらの事業のほうで一般財源が出ないような格好になるわけですが、わかりづらいことになりませんが、これは財政のほうの総務省やなんかからの指導で、特定財源とそういうものがある場合には、まず物件費、管理経費ですけれども、そちらのほうから先に充て込みなさい、人件費に充て込むのは一番最後になると、そういうようなルールがあるもんですから、ある財源については、まずこちらの先ほどの96ページのほうの事業について財源を充て込んでいたということで、こちらのほうが一般財源が見えないような形になっているというような状況になります。予算のつくり上、わかりづらいようなことになっておりますけれども、後ほどその内訳を書いた資料のほうは提出させていただきたいと思います。

委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） ただいま総務の次長のほうから、先ほどの御質問の内容について御説明させていただきましたけれども、斉藤委員から前段ございました山村研修センターの管理事業費につきましても、実はこの裏には職員の人件費が入っているというようなことがあって、お出しする資料によってその部分を含んでいたり含まなかったりといったことで、今ののぞみ園の事業につきましても、国の指導があって、一定のルールで予算書の書き方があるということで御説明させていただきましたけれども、収入があるものあるいはその裏に人件費があるものといったことが全体を見渡せるようなことでなければ、施設の運営ですとか、一つの事業ですとか、差し引きしたり、資料をそれぞれ見比べるといったようなことでは、なかなか御審議いただくといっても大変ですし、今、担当課長が御説明申し上げましたように、口頭で説明するといってもなかなかわかりいい説明ができないということもありますので、今後の議会あるいは特別委員会などにおいて御審議いただく際には、そういったことを精査しながら、わかりやすい資料となるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） そのほか、民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員（国忠崇史君） 農林水産業費の最後ですね、水産業の項目がございます。水産振興費として岩尾内湖に訪れる釣り人の安定化とキャンプ利用者のため、ヤマメ4万匹の放流を行い、また魚類の生息保護を図るとされております。

新聞なんですけれども、今の日本魚類学会というところで、お魚の権威なわけなんですけれども、放流についてこういうことを言っています。お魚というのは、地域ごとに遺伝子が違って、今、外来魚、国内魚にかかわらず、調査研究した上で遺伝的な多様性を失わせないための措置が必要だということを魚類学会で言っているわけでありまして。それで5年前の2005年に放流ガイドラインというのを作りまして、漁業を目的、それから釣り目的、あるいは保全の目的、いろいろあると思いますが、そういった放流、実は安易に実施するべきではないというふうに学会のほうで言っております。もし保全等のために放流が必要な場合でも、専門家の意見を十分取り入れて放流してくれというようなことであります。

それで、ヤマメ放流に当たって、魚類の専門家及びそういった専門機関の指導を仰いでいるかどうかということについてお聞きいたします。

委員長（遠山昭二君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 岩尾内湖におきましては、ヤマメをダム湖の上流に放流しております。放流するに当たり、納入業者のほうから放流時期、場所等についての御意見を伺って実施してはありますが、今回、委員御指摘がありましたことから、道立水産試験場の御意見も伺いながら今後放流をしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（遠山昭二君） そのほか農林産業費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 財産収入の中に立木の売払収入が3,250万円ほど組まれておりますけれども、市有林の中でカラマツが非常に多いのかと思うんだけれども、伐期が来たカラマツの体積というのはどのくらいあるのかということと、それから3,250万円のこれだけの売払収入になっているんだけれども、これは主にどこの山から、まあ間伐をやるんだらうと思うんだけれども、どのくらいの面積をやってこれだけの収入を得ることになるのか。この収入にかかわる経費がかかるわけですね。どのくらいの経費がかかって、そして3,250万円で売れるのかという、こちら辺も含めてお尋ねをしておきたいと思うんです。

委員長（遠山昭二君） 井出畜産林務課主幹。

畜産林務課主幹（井出俊博君） お答えいたします。

まず、1つ、カラマツの関係の面積のことでございますけれども、材積に関してでございますが、土別市全体で申しますと36万2,000立方メートルございます。そのうちカラマツが10万5,000立方メートルです。それからトドマツが10万7,000立方メートルです。それから、その他の人工林で7万立方メートル、天然林で8万立方メートルというふうな状況になってございます。

それから、財産収入の関係ですが、財産収入につきましては、本年度は森林環境保全整備事業で行われる間伐、それから、これは受光伐と天然林の間伐でございます。それから、森林整備加速化林業再生事業行われます人工林の間伐がございます。それから、もう一つ、分収林の間伐ということになってございます。これら3つの間伐から出される材ですけれども、トドマツで3,174立方メートルございます。それからカラマツで3,112立方メートルございます。これら合わせまして売り払いの見込みといたしまして3,227万円を計上したところでございます。それから、加えて分収林造林の売り払い収入でございますが、これも見込みでございますが、30万円ございます。合わせまして3,257万円の収入というふうになってございます。

それから、事業内容でございますが、森林環境整備事業につきましては、市有林の關係の事業を主に行う中身になっております。森林環境整備事業につきましては、温根別の北温、それから朝日中央、それから岩尾内地区というふうになっております。それから、森林整備加速化林業再生事業につきましては、場所につきましては、温根別の北温、それから朝日中央ということになっております。分収造林の關係ですけれども、分収造林につきましては、朝日地区、それから温根別地区、それから温根別北2線地区というふうになっております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 3,250万円で売れるんだけれども、実際に経費かかるわけでしょう。造材費から出してくる費用から、これはどのぐらいかかって、それでこれだけのもうけになるのかということなんだけれども、これはいかがなんでしょうか。その予算は、この予算の中から出すわけでしょう、業者に対して、市が直営でやるわけじゃないんだから。そこら辺をもうちょっと詳しく聞かせてください。

委員長（遠山昭二君） 井出主幹。

畜産林務課主幹（井出俊博君） 失礼しました。

まず、森林環境整備事業、3つの事業、今御説明をいたしました3つの事業で総額で7,166万2,000円かかります。この事業に対しまして補助金が4,754万6,000円、失礼しました。今の分収林造林のほうも合わせて、失礼しました、御説明いたします。分収林造林も合わせまして、3本の事業ですけれども7,513万1,000円かかります。そのうち補助金、国・道の補助金等が5,101万5,000円収入でございます。そのほかに市の負担として2,411万6,000円になります。このうち、今申し上げました3つの事業の売払収入といたしまして先ほど申しました3,257万円が収入としてありますので、差し引きますと845万4,000円の黒字というような中身になるというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは主にどういう売り方をするものなんでしょうか。間伐といっても、いろいろな種類があるんでしょう。それらが間伐をやって、いろいろな種類に分けて売ると思うんだけれども、土別の業者に売ったり、朝日の業者に売ることになるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 井出主幹。

畜産林務課主幹（井出俊博君） お答えいたします。

間伐でできた産出された原木につきましては、種類別、それから品質別、太さなど、利用木的別に分けて積み上げておきまして、それを市内の原木の取り扱い業者さんのほうに入札によって売り渡すというような形になるかと思えます。それら原木の取り扱い業者に行った材ですけれども、これらについては低質材については主にパルプ材として出されるようになっております。また一般材ですけれども、一般材ではカラマツを市内では梱包する会社がございますのでそちらに、またトドマツを製材にしている会社、またトドマツを集成材の原料にしている会社もございます。それから広葉樹を製造している会社、それから広葉樹の製材を加工している会社、市内にはこういうような会社がございますので、そういう会社のほうに売り渡されて目的別に製品になって使われているというような状況です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） その市有林からカラマツなり利用して、やすら樹なんかでもいろいろな加工板とかあるいは柱だとかという、いろいろな加工の仕方があると思うんだけど、こういうものが公共施設なりで余り使われていないと思うんだけど、そういう利用方法というのはどんなふうになっていくんでしょうか。一般市民向けにもそういうものは売り払いなんかが行われていくのかどうか、この点は単価が合わない合わないとばかり言っているんだけど、とても単価が合わなくて、木は売れないというふうになるんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 佐々木畜産林務課長。

畜産林務課長（佐々木 勲君） 今お話のありました、やすら樹さん等々のそれぞれのつくったものの市内でどれだけ利用されているかということですが、先ほど申し上げましたとおり、それぞれパルプにしたり、梱包材にしたりということで、主にそういうような工場用に使われているのが実態でありまして、一部そこで製材でされているのはトドがありますので、それにつきましては市内の工務店さんのほうで仕入れて使われているというようなことでございます。どれだけ使っているかということは把握しておりませんが、そのような状況でございます。

あと林につきましては、昨年20年の後半のころからのリーマンショックの関係で、非常に新規住宅の建設件数が落ちたということです。21年度につきましては、63%までも落ち込んだということも言われておりますけれども、ただ、外国の輸入材のほうが若干減って、国産材のほうが使われているというようなことで、逆に国産材のほうが利用の自給率が高くなっているというも実態でございます。

ただ、価格的にはそんなに大きく変動して、原木の価格についてはそれほど大きくなっていないんですけれども、いわゆる工務店さんのほうがそういう需要が少なくなることによって、若干住宅の件数が少なくなることによって需要量も減ってきているという状況でございます。

ただ、最近、若干住宅の建設も微増みということでございますので、またこれから原木の

それらの供給先やなんかは、今現在手持ちにないというような状況も聞いておりますので、またこれから原木の流通が始まるというように思っております。

ただ、原木の価格なりが、それぞれまた製造したものが仕入れ側にもいろいろはね返っていくということですので、非常に木材の需給調整は非常に難しいものがあるなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） そのほか、農林水産業費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員（国忠崇史君） 商工費の中の観光費及び観光誘致費についてお尋ねいたします。

北海道の予算案がありまして、北海道のほうでは対中国の観光誘致に関して新規事業をかなり始める案を出しているということで、この3月11日の北海道新聞の一面にも取り上げられていました。主な新規事業には、中国人旅行市場開拓事業費、中国インセンティブ・ツアー誘致戦略調査事業費などがありますが、一番の目玉は今年2010年上海国際博覧会北海道情報発信事業費というものをとってあります。これ、今年上海で万博があつて、その入場者7,000万人を見込んでいるんですが、その日本館の中で北海道の日というのを3日間開催するということがあります。それで、北海道のほうでこの対中国シフトといいますか、中国向けの観光誘致に大変力を入れるということをもくろんでいますが、土別市のほうは、観光誘致で従来の台湾・香港に加えていわゆる中華人民共和国、中国本土のほうを意識した観光誘致事業というのは何かお考えであるかどうかお聞きします。

委員長（遠山昭二君） 石川経済部次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

本市の海外の観光客の誘致に関しましては、平成20年度にあさひかわ観光誘致宣伝協議会という組織がございますが、こちらに加盟している稚内市長さんからの誘いで、旭川から土別、稚内という観光ルート、ここにツアーを呼び込もうということで、台湾へプロモーションに出かけております。また平成21年度は、同様の趣旨で台湾、香港へプロモーションに出かけておりまして、こちらでは会場に代理店の方に一堂に集まっていただいて説明の場を設けていただいたり、あるいは直接代理店あるいは航空会社等に直接伺ってセールスをさせていただいたりしております。こうした海外のツアーを誘致するということになりますと、やはり直接お会いしてお話をさせていただく、それを1回限りではなくて数回継続してやるということが非常に大切なことだと言われておりますので、平成22年度につきましても、まだ観光誘致宣伝協議会の事業の詳細はお知らせいただいているんでありますけれども、まずは台湾に対してプロモーションをかけていきたいと考えております。

ただ、今、国忠委員からのお話もありましたとおり、現在中国からの入り込みが大変多くな

ってきておりました、道もそちらのほうにシフトするということも承知しております。今後ますます中国からの入り込みというのは増えていくのだろうということは予測できます。そこで、既に加盟しております旭川観光誘致宣伝協議会あるいは22年度に加盟します北海道観光振興機構などの活動の中で情報を収集しながら、恐らく中国にもプロモーションという計画もあろうかと思っておりますので、そういったときには当市のポスターですとかパンフレットをお渡ししまして、少しばかり士別市のPRにも努めてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 頑張りたいという前向きな答弁で、うれしく思います。

それで、先週の柿崎由美子議員の一般質問への答弁として、この中国の旧正月休みですね、2月中旬だったんですけども、そこをメインとして士別にも香港から16団体533人の来訪があったということで、端緒的な成果を上げていると思うんですね。受け入れ態勢についてお聞きしますが、そういった香港からあるいはこれから中国本土のほうからお客さん、観光客が来たときに、やはり簡単なあいさつとか数ですね、それから商品の説明ですね、くるるん工房であればウールの商品の説明など簡単な説明でいいと思いますが、そういうものをこなせる中国語をマスターした人材というのを配置できないかということです。それで常時配置するかどうか、ここは論議があると思いますが、私は中国の連休だとかそういったものはインターネットとかカレンダーを見ればわかるわけですから、そういった繁忙期を予想して中国語のできる人を観光施設に配置していくのはどうだろうということについて伺います。

委員長（遠山昭二君） 石川次長。

経済部次長（石川 敏君） お答えいたします。

先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、まずは台湾、香港、これから増えるだろう中国本土からの入り込みに対応するとなれば、簡単なあいさつ、説明等に対応できる人材というのは大変必要になってくるかと思えます。そこで、この3月16日なんですが、旭川の観光協会に所属されている中国の方をお招きしまして、くるるんめん羊工芸館を会場にいたしまして、めん羊工芸館の人間あるいは羊飼いの家、世界のめん羊館、あと市内のホテルですとか、レストランに声をかけまして、本当に簡単な対話といいますか、あいさつあるいは商品名の説明ですとかの講習会を開催しております。きちっとした通訳をできる方を配置するというのが一番よろしいんでしょうけれども、市内に施設が分散しているということもありまして、複数箇所ということになりますとかなり難しい点もありますので、こうした講習会を継続的に開催しながら、地元の人間の心のこもった受け入れに今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） そのほか商工費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 住宅建設費の西団地建てかえについてお聞きしたいと思います。

西団地を建てかえるということですが、まず現在は、今、何戸あるのかということと、それを全部壊して新たに何戸建てなのかということと、そして工事日程はどのようになっているのかをまずお聞きします。

委員長（遠山昭二君） 工藤建築課主幹。

建築課主幹（工藤博文君） 私のほうからお答えをいたします。

現在の西団地は昭和42年から46年に建設をされました16棟64戸がございます。建てかえ計画では、それらをすべて取り壊しをいたしまして2階建て3棟、36戸の団地に計画をしております。

また、工事の日程ですが、建てかえの計画期間を平成22年度から25年度までの4年間で計画をしております。平成22年度につきましては、基本設計、実施設計、それと地質調査を行います。それと、現在入居をされている方の移転を進めていただく、これは8月末ぐらいまでをめどに移転を進めていきたいと考えております。それで、9月以降に解体工事を進めるといふ、このようなスケジュールになっております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 現在64戸あって、そして新しく36戸できるということで、じゃ、ここに今住んでいる方たちは64世帯が住んでいると考えてよろしいのでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） 現在64戸ございますが、現在では15戸の空き家がございます。ですので……

（発言する者あり）

申しわけありません。現在入居されている方は47世帯になります。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、前にも駅前団地を取り壊すということでもお聞きしましたけれども、まずはここに住んでいらっしゃる住民の方々との話し合い等々は十分になされたのかどうかということ、皆さん納得されているのかどうか、それともまだそういう作業が8月末までこれからも続けられるのかどうかということ、もう既にそれぞれ転居先をどうするのかというような去就が皆さん方決められたのかどうか、今日までの経過を教えてください。

委員長（遠山昭二君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） お答えいたします。

西団地の建てかえにつきましては、入居者への説明会、またアンケート実施をこれまでできております。まず平成21年2月に第1回目のアンケート調査ということで、これらについては移転の意向調査というものを行っております。その後、平成21年10月21日に入居者への説明

会ということで入居者の皆様に集まっていたいて、建てかえのスケジュールまたは移転方法、移転先の意向、また入居者の皆さんからの御質問ということで開催をしております。平成22年1月27日には第2回目の入居者の皆様への説明会ということで開催をしております。このときは、建てかえ整備の順番といいですか、どこから建てかえていこうかというお話、それとまた移転のお話、加えてこのときも入居の皆様からの御意見を伺っております。その後、この後すぐなんですが、第2回目のアンケートの調査ということで、どこの団地に移転するか、または戻ってこられるか等の意見をお聞きしているところですが、これらについては、まだ入居者の皆様の中にまだ意思を固められていない方がいらっしゃいまして、取りまとめはまだ済みません。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ここに移転補償の344万円というふうに、この説明書には載っておりますけれども、6棟の24戸と括弧書きですが、この内容を説明してください。

委員長（遠山昭二君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） この中身ですが、移転補償費等と予算書の中ではうたっております、総額が344万6,000円になっております。この内訳といたしまして、西団地の移転補償費、これを20戸分計上しております。1戸当たり8万8,000円で176万円の移転補償費であります。それと、西団地から一時仮入居といいですか、移転をしていただいて住んでいただく住宅、これを今、北部団地の自動車学校側に平屋の建物16戸を確保しております、そこに一時移転をしていただく、そのための修繕費であります。それを160万円計上しております。そのほか、確認申請手数料といたしまして8万6,000円、合計344万6,000円を計上しております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） この20戸分の掛ける8万8,000円ですけれども、この20戸分というものの20戸というのは何ゆえに20戸なんですか。

委員長（遠山昭二君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） これは、平成23年度に建てかえる敷地に今現在建っております6棟24戸がございます。その方の移転費ということになります。

以上です。

（発言する者あり）

委員長（遠山昭二君） 工藤主幹。

建築課主幹（工藤博文君） 現在24戸中、11戸の方が住まわれております。申しわけありません。

委員長（遠山昭二君） 富田建設水道部次長。

建設水道部次長（富田 強君） 今の関係につきまして御説明を申し上げます。

今回24戸が解体の予定でありますけれども、そのうち今現在入っておられる方が11戸ありま

して、その11戸分とまた別の棟の方も想定いたしまして20戸というふうに試算をしたところ
あります。

それと、先ほど修繕の関係で、北部団地仮入居の関係で修繕費なんですけれども、一応修繕
もし必要があればという形で考えているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） いや、私は単純に考えて、47世帯が今ここで暮らしていて、結局47世帯が
出なかったらならないと思うんですけども、それに対して移転補償で20戸分というふうに出
てきているものですから、あと残りの人は何も補償も何ももらえないというふうに考えていい
のかどうかということが疑問なんですけれども、どうですか。

委員長（遠山昭二君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） ただいま御説明した中身で、今年度壊す6棟24戸のところ
に22年度壊しまして、23年度に建てますのは1棟12戸ですね。これを建てますので、22年度
の移転につきましては、この方がまずは移転をさせていただくと、それ以外の残りの10棟分
につきましては、23年度以降に解体いたしますので、早目に移転を希望される方についても
8戸ほど、9戸ですか、予想されますので、合わせて20戸を見ておりますけれども、更
に進めば流用などしながら、もしも47戸全部出ていただければ、そういった対応はして
まいりたいと思いますけれども、最後までいて、あるいは新たな団地ができたときに
そのままそこに入りたいという方もいらっしゃるし、必ずしも全部を1回で移転する
必要もないということで、そのように算定をしているところでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりましたけれども、例えばもうこれを機会にここから出て行
ってしまっ、全然別なところへ戸建ての賃貸を借りるとか、あるいはどこかへ行くと、
そういうふう動く人にもこの補償はいただけるものなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 同じように移転補償費は出るものであります。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今のところは、この何軒がどこへ行って、何軒が戻りたいとか、
そういうのはきちとした数が今のところはわかっていないんですね。

委員長（遠山昭二君） 富田次長。

建設水道部次長（富田 強君） 先ほど御説明いたしましたけれども、入居者の説明会
ということで、本来2月までにやっていただきたいというお話をしたんですけども、
まだ決まらない部分があるものから、まだその部分はやっておりませんが、2月の
アンケートのときには、北部団地のE棟に7戸、それからほかの団地に転居したい
のが25戸、それから新築の

西団地にまた戻ってくるというのが26戸、それから市営住宅から転居したいということで1戸というようところで把握をしたところでございます。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ここに住んでいる方々は、比較的高齢の方でひとり暮らしの方が多いんじゃないかと思うんですね。年金も少ない方というふうに私は認識していますので、どこにも行くところがなくなっちゃうというようなことは絶対にないようにしていただきたいと思いますが、価格の、住居の公営住宅費用でいろいろな悩みがあるんじゃないかと思えますけれども、万全を期してこれは進めていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 今お話がございましたとおり、これまでも各団地、例えば古い北星団地のところから東山、桜丘、そして北部団地と今建てかえを進めてきておりますけれども、基本的に公営住宅に移りたいという方も戻りたい方も別の団地に移った方も、すべて御希望どおりに基本的に御案内をしている状況でございますので、決して強制的に退去させたり、そういったつらい思いはさせないように、今後とも希望に沿って適正に取り扱ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

委員長（遠山昭二君） そのほか土木費について御質疑ございませんか。斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 1点だけ、新規事業で地籍情報のデータベースの業務委託というのが1,200万円、これは新規の事業だけれども、国が7割、国庫支出金で出すようでありますけれども、地元業者に委託契約を結んで仕事ができるのかどうか。それから、例えば1社ではなくて、区域を分けて地元業者に仕事が行くようにするとか、そういうことを考えるべきではないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 藤森土木管理課主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） この地籍調査数値化につきましては、現在計画しております事業の内容につきましては、地籍調査、昭和39年から56年まで実施しております。この中、現在これが紙ベースとなっておりますが劣化もしております、これを数値、電算化をしてデータ化をして進めたいという事業であります。その中で、この入力とあわせて、例えば住所所在等を地番などで打ち込みますと、すぐその地番の座標が出てくるような、そういったシステムも現在計画として考えておまして、こういったことが実施できますと、業者等に求められた座標につきましても即座に紙ベースで出力しまして、業務の簡素化になるというふうに思っております。

そこで、今、委員おっしゃいました市内業者の関係でございますが、この点についても現在あります座標の入力方については、これは可能だということであるんですが、後半に申しましたシステム、データ化によります検索をして出力をするというシステムなどの開発については、

地元業者では現段階ではないということで、現状の中では地元業者単独での実施というのは無理ではないかというふうに考えております。

区分につきましても、失礼しました、その関係では難しいというふうに考えておりますけれども、業務の内容によっては市内業者、今、委員言われました区分け等を含めて対応が可能かどうか、今後検討してまいりたいというふうに存じております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） これはもう土別だけの事業でなくて、全国的にも国の事業として進めてきているわけですね。だから、データというのはあると思うんですね。そういうものを市なら市で、この予算の中から買うことになるのかどうかかわからないけれども、そういうソフトを買うなら買って、それで地元でやるということは、そんなに不可能なものなんですか。やっぱり国のほうから7割の国庫支出金が出るから、国のほうでも何かひもつきみたいにして言われていることがあるんですか。そこら辺はどうしても地元業者では無理だということなんですか。そんな難しいものなんですか。

委員長（遠山昭二君） 藤森主幹。

土木管理課主幹（藤森裕悦君） この事業につきましては、次年度、平成22年度第6次の国土調査事業10カ年計画の初年度ということになります。この間、5回にわたってこの事業、いわゆる国が国土調査の促進を図るという上で、昭和37年に立法しましてこういった形で進められてきております。そういった形でなぜ今回ということになりますと、先ほど申しましたとおり、地籍の今の紙ベースでの劣化問題、それから実は地籍調査票につきましては非常に専門的な要素があるということで、そういった意味では、この地籍調査を携わった関係職員がもう数年もしますと退職をしてしまうという状況も含めて、この地籍調査事業の補助を受けて対応したいというふうに考えています。

特に今言いましたとおり、ただ単に入力だけをするということであれば、そんなに私どもでもできる作業ではあるんですけれども、それはあくまでも入力するというだけで、それをどのように発展的にシステム化していくかという状況の中では、非常に難しいことだというふうに思います。あわせて56年当初段階では、完了した段階では約3万9,000筆ほどの筆数だったんですが、その後、分筆などのいろいろな移動がありまして、現在6万7,000筆ぐらいの数があるという状況をかながみますと、やはりこの事業にのっとって事業という形で委託をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 斉藤委員お話しの部分は、恐らくそのシステムそのものを市販されているものがあって、それをもとに作業ができないかといったような内容の御質問だと思うんですけれども、これが統一されて国で一本化されている状況でもございませんで、市販されているソフトも今現在ありません。それぞれ開発を担当したコンサル等がそれぞれ持っている

方式で扱うものですから、今これから土別市内のそういった業者が開発をできるかどうかという部分については、ちょっと困難な面があるんでないかなということ、すべてを市内業者に請け負っていただくのは難しいかなといった判断でございまして、できる部分については細かく分けてでも市内業者への受注に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

委員長（遠山昭二君） そのほか土木費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、先ほどの書類を配りますのでお願いします。

（資料配付）

委員長（遠山昭二君） 第9款消防費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 保健体育費の総合型スポーツクラブ推進補助事業についてお聞きいたします。

まず、この事業の目的、それから年齢、対象年齢はどのぐらいの幅があるのかということと、主な活動内容についてお聞かせください。

委員長（遠山昭二君） 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 総合型スポーツクラブの目的ということでお答えを申し上げます。

総合型地域スポーツクラブ、簡単に言いますと、いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの方が生涯においてスポーツを楽しむ、最も身近なスポーツクラブというような概念でございます。まさに生涯スポーツの振興というのが大きな目的となっております。

土別市では、平成20年度に作成をいたしました土別市スポーツ振興計画の中で、生涯スポーツ振興の具体的な政策の核ということで、この総合型地域スポーツクラブを位置づけております。10項目ございまして、施策のほうは10項目ございまして、その4項目、1つ目は、生涯スポーツの振興、心を養うスポーツ活動の推進、指導者の養成と充実、ジュニアの育成と地域スポーツの振興ということで、この4つの施策の目玉としてこのスポーツクラブの事業が中心となっております。いわゆるこのスポーツ振興に、本当にこのスポーツクラブというのは重要な役割を担っているということでございます。

続いて、対象の年齢でございますけれども、各事業、それぞれ幼児、それぞれ幼児教室を持っておりまして幼児教室、最高齢者は80歳までということで、幅広い年代の方が参加をいただいております。

具体的な中身、活動内容でございますけれども、基本的には上土別、多寄、温根別、中央といった4つのスポーツクラブがございまして、それを統括する運営委員会、親の組織というも

のがございまして、親の組織が全市的な統括をする全市的なスポーツ活動を1つと、各地域がおのの地域の住民のために行う事業ということで、各種事業、スポーツ活動の事業を展開してございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 地域に分かれて上土別、多寄と地域に分かれて、それぞれが独自に事業をやっていくというふうに理解いたしました。この321万円の使途も含めて、それぞれがそれぞれに計画を立てて事業を運営しているのかどうか、そこら辺もお答えください。

委員長（遠山昭二君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） お答えいたします。

全体の事業費が補助金が321万4,000円ということでございます。1つ目は、先ほど言いました親の事業ということで、組織運営事業費ということで13万4,000円を事業費として組んでおります。中身については、各種会議の運営ですとか事務費、先般も発行されましたおらがクラブの全戸配布というようなところでございます。

2つ目のこのクラブ運営事業費というのが、各地域の運営費と、運営費の補助ということになります。中央地区については103万6,000円、多寄については53万円、上土別については50万5,000円、温根別につきましては38万5,000円ということになっております。各クラブがおのの実行委員会を運営委員会を持っておりまして、基本的には地域の特徴を生かしまして自由な発想で、それこそ各地の各地域での運動会あるいはスポーツ教室、スポーツ大会、世代交流事業、指導者講習会、それこそユニークな事業としてはそば打ちなんていうことも計画をされております。

そのほか、またもとに戻りますけれども、全市のスポーツ交流大会、この辺も各地域の4つのスポーツクラブの会員の皆さんが参加をされるものですが、これが29万5,000円、パークゴルフ、ウォーキング、筋肉番付といった子供たちの交流の事業、それから全市指導者養成事業ということで、ここで15万円を組んでございます。1つは、スポーツ医学系の講習会開催、それから派遣ということで、生涯スポーツの全国会議というのがございまして、この辺も最新の情報を入れましょうということで派遣をしてございます。それから、全市健康体力増進事業ということで15万円、体力テスト、歩くスキーということ、健康体力サポート事業と、これも新しい事業になりますけれども、体組成計、有酸素系のマシンの活用といったところ、それから全市活動の全市部活動・障害者交流事業ということで、これが5万円、部活動の講演会、障害者交流事業ということでふれあい広場の中でスポーツ総合型の役員が担当いたしまして交流事業を開催しているというようなことでございます。

以上です。

委員長（遠山昭二君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 何か自治会活動ともまた違うしというようなことで、イメージがなかなか

この御説明からはわからないんですけども、それで、本来のこの事業の目的であるスポーツを身近に楽しむというようなことの、その目的というのは達成されているとお考えなんでしょうか。

委員長（遠山昭二君） 加納主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） 参加人数その他ではなかなか判断をしづらいというところもございまして、具体的な成果を何点か述べさせていただきたいと思っております。

1つは、身近なスポーツクラブ教室を開催しておりまして、それが発展をいたしまして例えばサークル活動に発展をしまして、卓球教室を6回やったんだけど、いや、もう少し続けたいわということで、みずから会ができて今現在も続いていると、これについては非常にスポーツの実施率の上昇です。大きなことかなというふうに思っております。

もう一つは、スポーツクラブの中で自由な発想で、それこそそば打ちですとか、いろいろな自由な発想で事業を組み立てることができるというようなところ、それから3番目なんですけれども、会費というのを一応取ってございます。300円あるいは年会費300円、600円、あるいは各事業によって参加料というのも取ってございまして、自分の健康は自分で守るというようなところで、その辺のところの意識改革が少しは進んでいるのかな。

もう一つは、傷害保険、会員数1,400を超える会員数がありますけれども、ほとんどその全員がスポーツ傷害保険に加入をされているということでございます。

それこそ少年団活動、地域の少年団活動ですけれども、例えば野球の少年団の人数が少なくなったからできなくなったというところが多寄なんかがございます、そういうところはスポーツクラブが核となりまして、スポーツ少年団全体としてそれを受け入れまして、複合型スポーツ少年団ということになりますけれども、そこで少年団を通じて女の子も含めて大会に出て行くというような成果もございます。

それから、スポーツの世代間交流ということで、地域の運動会、健康教室なんかも多いんですけども、その際に子供とお年寄りが一緒になってスポーツをして豚汁を食べた後に、次の日、あるところに行きますと、子供のほうから「おばあちゃん、こんにちは」といったようなあいさつをされたという話も多々聞きます。そういうことで、地域のコミュニティー活動に随分貢献しているのかなというふうに思っております。

それから、指導者の講習会ということでございますけれども、外部の指導者を招へいをしておりまして、その際に、教育大学の先生あるいは北大の先生、非常に興味を持ってもらいまして、ほとんどこの10年間ずっとその講習会にお手伝いをいただいたり、非常に地域のスポーツのレベルが活性化されて上がっていくというようなところ。

最後に、体育協会、以前も専任のこのスポーツクラブの導入によって専任の職員が配置をされたというようなことで、10年間このスポーツクラブたつんですけども、効果はあったのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（遠山昭二君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

第1款市税から第21款市債まで一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、第2条から第4条までの債務負担行為、地方債及び一時借入金について審査願います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御質疑がないようですので、一般会計予算全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成22年度士別市診療施設特別会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ご
ざいせんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成22年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成22年度士別市老人保健特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成22年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成22年度士別市介護保険事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 平成22年度士別市介護サービス事業特別会計予算について審査願います。
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 平成22年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 平成22年度士別市公共下水道事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成22年度士別市農業集落排水事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成22年度士別市工業用水道事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成22年度士別市水道事業会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 平成22年度士別市病院事業会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長（遠山昭二君） お諮りいたします。以上をもって予算審査特別委員会を終わることにいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（遠山昭二君） 御異議なしと認め、よって、予算審査特別委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

（午後 4時41分閉議）

委員長（遠山昭二君）（登壇） 委員長退任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

2月24日の本会議におきまして本委員会が付託されました平成22年度予算案並びに関連議案

について、予算編成された施策の内容に沿って、終始慎重かつ活発な御審議をいただきました。ただいま全案件のすべてを可決することを決定いたしましたところであります。このことは、委員各位を初めとし、理事者並びに各執行機関、各関係部局、幹部職員の皆様の御理解と御協力のおかげでございまして、心から感謝申し上げます。

この審査を通じて委員各位から、時には基本となる市政に対する厳しい御指摘、更に将来に向けてのまちづくりに関連する諸施策に対する多くの御意見、御提言をいただきまして、執行機関を初めとする御答弁の皆様におかれましても、これからのこのことを真摯に受けとめられるとともに、引き続き厳しい財政状況における自治体運営にあることから、実施計画3年目となる総合計画の基本理念にうたわれている地域力を高め、地域力で進めるまちづくりに邁進をされることを心から念願するものであります。

更に、今日まで報道機関の皆様には、本委員会の審査内容、結果については市民の皆様には速やかにかつ的確な情報提供に努めていただきましたことを、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

以上をもちまして委員長の退任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）（降壇）